

令和7年度 第5回米子市下水道事業運営審議会（議事概要）

- 1 開催日時 令和8年2月2日（月） 午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 米子市上下水道局 大会議室（3階）

3 出席者（敬称略・順不同）

【米子市下水道事業運営審議会委員】

深田委員、港委員、河本委員、木村委員、先灘委員、鷺見委員、徳岡委員、長田委員（以上8名）
（欠席者 青砥委員、生田委員）

【事務局】

下関上下水道事業管理者、石田岳副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、山崎副局長兼下水道整備課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、羽柴経営企画課財務担当補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐、松本下水道施設課施設維持担当課長補佐、白須総務課総務担当課長補佐、津村調整官、森井総務課係長

4 議事

〔議題1〕 第5回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について

資料 R7-32 参照

第5回米子市下水道事業運営審議会の議事概要を確認した。

…質疑なし…

〔議題2〕 使用料の見直しについて

○公衆浴場・温泉污水について

資料 R7-33、R7-34、R7-35 参照

公衆浴場は、公衆衛生や生活水準の維持のため、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められている。

温泉（水）は、本市の観光産業の基幹をなすものであり、政策的に一定の配慮が必要であることから用途別使用料制とし、処理経費の一部を公費負担（一般会計から繰入）している。

公衆浴場を取り巻く状況として、自家風呂の普及に伴う客数減による経営の悪化や後継者難による廃業、有利な立地を活かした業種転換等により公衆浴場は年々減少し、浴室を有しない世帯の入浴機会の確保が課題となっている。

鳥取県の公衆浴場入浴料金の統制額の推移、下水道使用料（公衆浴場・温泉污水）の近隣自治体との比較などを説明。

米子市の公衆浴場・温泉污水の現行の使用料体系が、1%当たりの使用料単価による完全従量制であること、完全従量制を維持したまま一般污水の改定率と同じく現行から15%改定とする場合の使用料単価の設定について説明。

一般污水の改定率を現行から15%改定とし、公衆浴場・温泉污水の使用料単価の組合せ別（①公衆浴場：現行据置・温泉污水：15%増、②公衆浴場：15%増・温泉污水：15%増、③公衆浴場：12.5%増・温泉污水：15%増）に令和9～11年度の年間使用料収入見込みを試算した結果について説明。

…以下、質疑応答…

(委員)

資料 R7-35 で、公衆浴場だけ色々なパーセンテージで検討しているが、温泉污水は 15%増ありきでの試算ということで良いか。

(事務局)

前回の審議会で、温泉污水と公衆浴場ともに、一般污水同様に 15%の改定率で検討するという提案を行った。公衆浴場については、入浴料金の統制額の上限が設定されているため、入浴料金に転嫁できない状況がある。そういった背景を鑑み、公衆浴場に対して何かしら配慮することが検討できないかという意見があり、公衆浴場についてどういったパターンが考えられるかシミュレーションを行った。

(委員)

温泉污水については、15%増の改定で進めていくことについて事務局からの補足はないか。

(事務局)

今回資料の作成にあたり、下水道事業収益が赤字になることは防がないといけないということで検討を行った。公衆浴場の運営については、補助金が出ており考慮が必要。増額は当然必要だが、一律で良いか意見を聞きたい。

(委員)

シミュレーション 3 は、令和 9 年度、10 年度、11 年度が 12.5%増でその後はどうなるのか。

(事務局)

令和 9 年度から令和 11 年度の 3 ヶ年に限ってのシミュレーションで、令和 12 年度以降の数字を持ち合わせていない。

(委員)

公衆浴場だけ 15%ではなくて 12.5%であることの説明ができるかどうか気になる。

(事務局)

12.5%の改定率は、財政収支を辛うじて均衡が維持できる数値。温泉污水の料金単価が一般污水と同じく 15%増としたとき、公衆浴場の料金単価だけ一般污水と温泉污水とも違うと公平性の部分に疑義が生じる。

(委員)

両方 15%増のシミュレーション 2 が整合性など考えると良い。補助金を十分に活用して赤字の部分が見えるような補助金にしていければ良い。米子湯は絵本を活用したイベント、日の出湯は、NPO を含めて JAZZ コンサートや米子市がウォークアブルに関連したまちなかの活性化を行っている。文化的、観光的な分野も含めて補助金等で整合性がとれると思う。

(委員)

シミュレーション 2 で良いと思う。補足として、皆生温泉としてイメージしている公衆浴場は、OU ランドになる。資料 R7-33 の議事録でもあるが、「観光或いは娯楽として利用されております」とある。皆生温泉も非常にその要素が強く、観光集客・県外の利用客の集客につながる。公衆浴場である OU ランドと皆生温泉旅館組合は切っても切れない関係である。鳥取県の公衆浴場入浴料金が 550 円で、他の自治体より高いところがある。人口の多い自治体は、生活に密着したような公衆浴場という要素が強いため安く、鳥取県は観光・娯楽といった要素が強いため高いと推察している。もし何か要因がわかれば教えて欲しい。

(事務局)

公衆浴場は観光と一体という部分があるため、施設は必要である。ただし、経営は人件費を上げることができないなど大変な側面がある。経営者が一人で運営しているといった状況もあり、色々な配慮しながら料金の在り方を考えたい。

統制額の 550 円について、入浴料金が 500 円の施設もある。料金を上げるかどうかは各施設に任されているが、利用客離れを防ぐ意味での経営努力ではないかと思う。

(委員)

公衆浴場 3 件は、銭湯のことで良いか。大型銭湯ではなく、小規模の銭湯という認識で良いか。銭湯という文化を後世に残したい。観光の温泉とは意味が異なり、コミュニケーションやマナーを学ぶ日本の古き良き文化を後世に伝えていくという目的もある。淘汰されて、温泉があれば良いということで無くなることは勿体ない。経営努力はもちろん大切だが、公からも何かしら補助金が出たら一番良い。シミュレーション 3 が良いと思う。赤字は、違う形で補填して値上げはして欲しくない。感情論になるが銭湯は特別枠にして欲しい。公共で使用するものを値上げされるのはつらい。

(委員)

公衆浴場に対する補助金に関して補足はあるか。

(事務局)

毎年度一定の額を交付している補助金が 2 種類あり、公衆浴場を運営する経費に対して、鳥取県と米子市とで補助するものが一つ。もう一つが、ボイラーなどの設備を整備する省エネにつながる施設の更新というものに対して県と米子市で補助金を交付している。令和 6 年度は物価高騰に係る燃料費と電気代の高騰に対し、県と市で補助金を交付している。自治体として、公衆衛生の確保のため公衆浴場を確保する手助けをしている。

一般汚水とは違う料金体系、用途別のその料金体系が 1 立方メートルあたり 88 円税抜き、あとは使った水の量を計算して、下水道使用料を請求している。公衆浴場と温泉汚水は、この料金単価を採用しているため、業種に対する配慮と考えている。

(委員)

補助金が十分であれば良いが、経営努力をしながら運営していると思う。一方で公平性を考えれば、値上げは致し方ないとも思う。

[まとめ]

市民の公平性という観点は必要で、一律 15% 増という意見でまとめたい。ただ答申には、今回出た意見を盛り込んだ形で行う。

・・・異議なし・・・

○改定方法について

資料 R7-36 参照

・令和 7 年度から 20 年度までの財政見通しについて、令和 9 年度に 8%、令和 10 年度以降に現行から 15% の使用料を改定した場合の見込みと、令和 9 年度から 15% の使用料を改定とした場合の見込を比較した資料について説明。

令和 10 年度以降の収支は同じであるため、それ以降の単年度の赤字を解消するためのみであれば、令和 12 年度以降の改定率はどちらも同じ見込みになるが、段階的に改定した場合は、令和 9 年度が減収となるため、一度に改定する場合と比べて繰越利益剰余金が枯渇するのが 1 年早くなる。

利益剰余金は、急激な物価高騰や事故・災害などの突発的な事象が起きて不足額が生じる場合に必要となるものであり、最初から不足額を補填するために取り崩す見込みで赤字が続いても良いというものでもない。

2段階の改定とした場合のメリットとデメリットについて、メリットについては使用者の負担軽減で、例えば一般的な家庭で20㎡使用した場合、1月当たり240円少なくなる。デメリットは、下水道事業会計として令和9年度は年間約1億6,500万円の減収、段階それぞれに広報や対応が必要となり、事務的経費が一度に値上げする場合に比べて増加する。チラシ配布だけで印刷、配布委託などで200万円程度はかかる見込みとなる。それ以外にも、準備や対応、確認にかかる人件費なども生じる。

・参考として、類似団体がどのような改定をしているかについて説明。

公営企業の経営指標を比較するための類似団体で、本市と同じタイプの団体（人口10万人以上で処理区域内人口密度が1haあたり50人）が全国で60団体あり、その1/3の20団体ほどが令和4年度以降に料金改定を実施もしくは改定の予定をしている。平均改定率は0.13%から24.7%など様々あり、それに加えて更に水道料金も同時に改定している団体も7つあるが、一つの改定期間内で改定率を分けて2段階としている団体は、この類似団体の中では見つからなかった。激変緩和の対策としてどういう改定をしているのか調べたが、10年間の見通しで55%の改定が必要であるため、3年おきに十数%ずつ段階的に改定するといったような、ある程度年数の長い見通しで大幅な改定が必要であるため、それを何年かおきに分けて値上げする方針としているものであった。

・国の補助金に係る今後の見通しについて説明。

管渠の老朽化対策が喫緊と課題となっており、陥没事故を受けて、補助制度は拡大するが、年限などの条件がある関係で、現在計画しているものを前倒しで行う必要も出てくる。また、全国的に交付申請が増加することで、交付金の十分な配分がなされるのかという懸念もある。そういったことで今の財政見通しは更に厳しくなる可能性もあり、できるだけ早いうちに改定を行う方が将来的な負担を少しでも減らすことに繋がる。

…以下、質疑応答…

(委員)

段階的に上げるよりも一度に上げた方がいいと考える。事務手続きの煩雑さ、経費もかかる。類似団体で段階的に上げているところもない。

(委員)

段階的に上げる方が良い。改定手続きや広報に係る経費は、一度の方が良いが、民間事業者でも価格改定をする場合は苦労しながら取り組むべきものである。国の補助金についても獲得する努力は必要。段階的にすることで、各家庭や事業者に対する負担を少しでも減らす方向が良い。

(委員)

2段階の改定した場合、懸念するのは令和9年度純利益が減るところ。下水道管の点検・修理の予定計画を立てていく中で、補助金で賄えない部分を米子市としての負担になるところが心配。

(事務局)

補助金は100%ではなく、事業費の50%になる。各事業体からの要望が多ければ、配分率が変わる場合もある。

(事務局)

補助金について補足すると、埼玉県八潮市の下水道の陥没事故を受け、国が全国の下水道管路点検が今年度から調査が始まった。今年度から国の補助金は、緊急度の高いものから5年程度で直すように指示が出ているため、令和11年度ぐらいまでに工事する。仮に工事に2億円かかる場合、補助金は1億円で、残りの1億円を、分かりやすく言えば下水道使用料で賄うこ

とになる。国の補助金が時限的であるため、早めに15%改定を行いたいと説明したのはそういう意味である。

(委員)

今の補助金の話で50%の自己負担というのは、単年度の使用料から支出しないといけないか。

(事務局)

1億円の工事をした場合、5千万円は国の補助金で、残りの5千万円は国から下水道事業債として借りる。後で毎年度使用料の中から返していく形になる。

(委員)

国からお金を借りる場合、10年かわからないが、ある程度の年限があって返すということになる。繰越利益剰余金は手をつけてはいけないものか。

(事務局)

繰越利益剰余金は、例えば資料R7-36の上表で令和13年に純損失になるところをまず繰越利益剰余金で賄う形がある。単年度の収支ではなく、借りたお金が返せなくなった場合、補填財源として使う形もある。資料R7-36は、収益的収支の損益計算になる。ここには記載してないが、資本的収支である建物・管路といった不動産に係るお金が足りなくなると、この繰越利益剰余金から最終的に補填する形になる。

(委員)

仮に国から1億円借りたものに対する利益剰余金の残額は、余裕があるとは思わないが、9億程度は残る。すぐに使用料で借入の大半に回すということが、民間企業の感覚とは違うのではという意見。

(委員)

2段階ではなく1段階であげた方が良いという考え。もし2段階で改定する場合、2回広報と事務的な経費が必要になる。例えば議会で、時限措置みたいな形で1年間は8%改定、その次の年度からは15%にする議決の取り方はできるか。それなら広報も同時にできる。

(事務局)

段階的な改定は、使用料条例の条例変更等・条例改正で議案を出す。令和9年度は8%、令和9年度は15%という出し方は一度にやることはできる。広報についても、初年度に同時という方法と、年度ごとにするという形もできる。

(委員)

デメリットの事務的経費が増加するとあるが、増加しないということで良いか。

(事務局)

まったくゼロということではない。使用料のシステム改修が初年度8%改定の時、次年度15%改定の際に必ず出てくる。一部増加しないものもある。

(委員)

市民感情とか全く抜きにして、下水道経営という観点では15%の改定率は、個人的には少ないと思う。下水道の使用料改定をあまりしないのは更新投資を先送りしている可能性があり、八潮市の陥没事故のようなことが起こっている事実がある。今料金で回収している減価償却費は、過去の投資した分を料金回収していることになる。それを更新投資する際は、50年前より物価上昇があり、機能も向上しているため、過去に投資した金額よりもかなり高い金額で更新投資となる。過去の減価償却費に合わせて料金を回収しているだけでは、更新投資にする際財源が足りなくなる。資産維持費といって、企業の内部に利益を溜め込んで、それを更新投資に充てるよう計算して、料金に上乗せしていく話がある。

米子市は、そこは一旦無視して、市民の負担を軽くするという観点で改定率15%に抑えた案を提案されていると思う。下水道はインフラ産業になるので、一度設置すると、どんどん人口

が減っていく中で、投資をいかに回収できるかということになる。民間事業者は物をどれだけ売るかによって売り上げも変わってくる。全部がそうではないが、ある程度コントロールができる。下水道事業はほぼコントロールができない、人がどれだけ住んでいるかにかかる。まとめると、利益がそこまで発生しないくらいの料金抑えてあること、構造的に売り上げを増やすことが難しいという2点から、将来世代の負担を軽くするために今のうちからお金を貯めといった方が良いと考える。

(委員)

2段階にするか1段階であるかの判断は難しい。委員から出た意見を盛り込んだ形で判断するというだけでも良いか。

(事務局)

答申の中に、なるべく市民の負担が少なくなるようにという形で盛り込む方法もある。今回の2段階で改定する以外にも方法はありますが、そこは市に任せるという形で良いか。

(事務局)

補足すると、答申の中で基本的には15%という数字で議論してきた。受益者負担はできる限り少ない方が良い。ただ公営企業は、このサービスを持続していくことが一番重要な考え方になる。儲からないからサービス提供しないというわけにはいかない。国は、集合処理から個別処理に変えていく方策を示している。今あるこのインフラをしっかりと維持していくことが公営企業としての最大の使命である。公営企業としての位置づけも当然あるので、経済性もしっかりと考慮した形で、これを遂行していく。今示している改定パターンしか審議会で議論をしてないので、これ以外の選択肢として事務局が決めることができない。激変緩和の措置を十分取るという文言を答申に盛り込む形で、基本的に令和9年度8%改定、令和10年度15%改定という考えではどうか。

(委員)

2段階で15%改定するということか。

(事務局)

資料R7-36で示している案どちらかに決めることになれば一番良いが、一本化できないということであれば、その方針として受け止める。

(委員)

審議会の意義を考えると、ここでなにかしら方針を決定するべきだと考える。個人的には、2の令和9年度から15%改定するが良い。理由は、補助金の話はあるが、不確定な要素であること。市民として、下水道の事業が健全で持続可能であることを考えると、一番の収入源である使用料収入を確保することが大事だと考える。

(委員)

米子市の家の軒数に対して、上水道は全軒あると思うが、下水道は何パーセントぐらいあるのか。

(事務局)

下水道は、公共下水道と農業集落排水という二つの下水道がある。公共下水道の場合、今年度は6年度末の数字で75%の普及率。農業集落の場合9.5%、この合計した数字が下水道として使用料収入がある。

(委員)

2段階で上がると、2年も続けて上がることが使用者にすごく値上げが続く印象を与え、一度で上がる方が良いと思っていた。広報は、一度でも良いということだったので、その印象は少し小さくなると思った。持続可能性と下水道管の点検・修繕・修理は必要になってくる。先を見越して今15%改定して、インフラの整備を進めることで安心はできる。

(委員)

公共下水の更新を先送りしてしまうことによって、さらに費用がかかることは怖い。15%改定が正しいのか本当はもっと費用がかかるのかわからない。八潮市の例で、全国一斉点検の話があるが、米子市でレベル1というすぐ修繕しないと駄目なところがある。単年度で、補助金ですぐ修繕しないといけない。今後予期しないことが起こる。八潮市は50年前に大きな流域下水道を作られた。その更新や維持管理の方法は、50年後の人が考えるスタンスで、布設することしか考えられていなかった時代背景があったと思う。委員会で内浜処理場の見学をした際に、エアレーションタンク下は鍾乳洞のようになっていて、びっくりした記憶がある。修繕する場所はたくさんある。方策を考えていると思うが、費用がかなりかかると思う。もう少し厳しい見直し資料が必要。令和9年度、10年度に2段階改定になったとしても、繰越利益剰余金は家でいう貯金みたいなもので、財源的にあった方がよい。値上げが毎年続くのは、金額より気持ちの問題が大きいと思う。できれば単年度で15%改定が良いのでは。次の令和13年度には時代も変わってウォーターPPPも始まるので、もう少し現実的な数字が出てくると思う。

(委員)

審議会としては、資料R7-36の2の15%改定を1段階で行う意見が多いように思うので、市民の負担をできるだけ抑えるよう考慮して決定するというのを盛り込んでいただきたいということで良いか。

・・・異議なし・・・

○米子市下水道事業の経営健全化の取組について

資料R7-37参照

前回改定のあった令和3年度以降に経営健全化のためにやってきた取組、今後の実現・実施に向けて取り組んでいるもの、取り組む予定のものについて説明。

・支出の抑制

生活排水対策方針を変更し、公共下水道の計画区域を縮小したことにより、弓浜地区の新規の管渠建設がなくなり、その地区については別に合併処理浄化槽に係る補助を実施することで、費用効果として、185億円の減を見込んでいる。

維持管理費については、事務の見直しや効率化を行うなどにより、少しでも費用を削減できるところがないか細かく検討し、費用の抑制に努めている。委託費については、下水道使用料賦課徴収事業の一元化及び民間委託を行い、人件費を抑制したもので、これは、収入の確保にも繋がっており、徴収率が増加している。産業廃棄物の運搬費処分費については、業者が行うサンプリングに汚泥を提供するなど、費用の削減を図っている。

人件費の抑制については、民間委託の推進や人員配置の検討により、下水道事業に係る人員を削減しており、令和3年から比較すると、17人の削減をしている（一般会計に係る人員は含んでいない）。また、支払い利息の削減については企業債の借入率を10年ごとに見直すこと等により利子負担の削減を図っている。

・収入の確保

経費の削減とともに支出に対する財源の確保も重要で、令和5年から一般会計の繰入金金のルールを地方財政措置に則ったものに変更することで、繰入額の確保を図っている。

・生活排水対策

水洗化率向上のため、合併処理浄化槽の設置にかかる補助を拡充。

・維持管理費等の適正化

今後の取組みとしては、上下水道会計システム料金システムの効率化について、システムの更新を県内19団体共同で調達し、按分することで費用の削減を図る。また、中央ポンプ

場にある下水道整備課、下水道施設課の人員を車尾庁舎に移転することで、事務所の維持管理費の削減を図る。

- ・経営の合理化

国が下水道の脱炭素を推進するために創設したカーボンニュートラル地域モデル処理計画に本市が登録され、処理場の省エネ・創エネの技術導入や再生可能エネルギーの利用促進を図る整備計画に基づく施設の改築更新について、補助金の優先的な配分が受けられる。

米子浄化場の内浜処理場への機能集約と汚水処理施設の再構築については、西部広域が所管している米子浄化場が老朽化し、建て替えが必要であることから、隣にある内浜処理場に機能集約をし、さらに、中央ポンプ場も機能集約を行うという方針であり、それぞれ単独で立て替えた場合と比較して年間維持費が 7,000 万円の削減、また建設費が 30 億円の削減になる見込み。

農集汚水処理施設の統廃合については、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている施設について、事業運営の効率化や今後の人口減少などを踏まえ、一部を除き、公共下水道の処理場への統合を視野に入れた施設の統廃合を行う。

- ・経営体制の強化・確立

処理場維持管理にかかる包括的民間委託を令和 5 年度から行っており、令和 8 年度からその第 2 期が開始となる。また、ウォーター PPP の導入検討は管路・処理場一体となった委託を検討しており、維持管理の他、施設の改築・更新も含めたものとしている。これらは人口減少に伴い、技術者の減少に官民連携して対応するもので、経費の削減というよりは、人員の確保と技術力の継承により安全で安定した体制の維持を図ることが主な目的となっている。

- ・使用料徴収率の向上対策

水道料金との一体的な徴収を民間業者が行っていることにより、体制が強化され徴収率が向上しているものと思われる。引き続き滞納分の徴収についても上下水一体となって徴収率の向上を図っていく。

- ・水洗化率の向上

引き続き、合併処理浄化槽の設置補助などによる普及促進を図るとともに、弓浜地区について、下水道使用者との公平性を保つため、合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助制度を創設する。また、合併処理浄化槽の清掃・点検・水質検査の一括契約を勧め、費用の低減を図る。

- ・その他

市民への情報提供の充実のため、今後も出前授業の継続や積極的な広報等により、下水道に関心を持ってもらい、理解を深めてもらうよう情報発信を図る。

市民サービスの向上としては、令和 6 年度から下水道使用料と水道料金にかかる窓口を一本化し、車尾庁舎にお客様センターを設置しており、また、下水道に関わる排水設備申請等の窓口も同じ庁舎に一本化しており、市民の利便性の向上につながるものと考えている。

以上のこれまで取り組んできたことと合わせ、今後も経営健全化のため、様々な取組を行っていきたいと考えている。

…以下、質疑応答…

(委員)

収支と費用と関連するが、各項目に優先度をつけて事業効果の高そうな、例えば農業集落の接続、システムの統合などロードマップを作成し、優先度を考えて年次的に遂行していく資料があると良いと思う。

…以上、審査が終了…

令和8年 月 日

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下関 浩次 様

米子市下水道事業運営審議会
会長 深田 美香

米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について（答申）

令和7年5月16日付けで諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、現行の使用料より平均で15%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

使用料体系（1か月分の税抜き金額）

使用料区分	現 行		改 定	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	8 m ³ まで	1,270 円	8 m ³ まで	1,460 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	8 m ³ 超～20 m ³	154 円	8 m ³ 超～20 m ³	178 円
	20 m ³ 超～50 m ³	198 円	20 m ³ 超～50 m ³	230 円
	50 m ³ 超～100 m ³	258 円	50 m ³ 超～100 m ³	298 円
	100 m ³ 超～250 m ³	278 円	100 m ³ 超～250 m ³	318 円
	250 m ³ 超～500 m ³	297 円	250 m ³ 超～500 m ³	340 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	308 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	351 円
	1,000 m ³ 超～	313 円	1,000 m ³ 超～	356 円
公衆浴場から排除される汚水 及び温泉汚水（1 m ³ 当たり）	88 円		101 円	

2 使用料算定期間等

使用料算定期間は、令和9年度から令和11年度までの3か年とする。

使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。このため、令和12年度以

降の使用料については、適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。

3 附帯意見

当審議会は、下水道事業の使用料改定について、慎重に審議した結果、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、新使用料体系のとおり改定する必要があるとの結論に達した。

使用料改定により使用者への負担増を求める以上は、上下水道局においても、経営の合理化・効率化などの一層の経営改善を進めていかなければならない。

今回の使用料改定後においても、引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることが前提となることから、次の事項を要望する。

(1) 水洗化率向上の努力

下水道事業においては、使用者の増加が収益の確保につながることから、水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。戸別訪問等による下水道への接続勧奨を徹底し、水洗化率の向上に努めること。

(2) 経営の合理化・効率化に向けた取組の強化

人口減少社会の進展や下水道施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境の変化を念頭に置きながら、下水道事業が、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、引き続き使用料の徴収率向上に努めるほか、適切な公費負担のあり方の検証や、建設改良事業においては国費の確保に努めるなど、収入の安定を図ること。また、統廃合を含めた施設のあり方の検討や業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化・効率化に向けた取組を更に推進すること。

(3) 中長期の投資財政見通しを踏まえた計画的な事業運営

令和9年度以降については、公共下水道の新規整備は縮小する方針であり、今後の投資事業は、施設の改築・更新が主体となるが、投資事業の実施に当たっては、中長期的な視点に立ち、将来の財政負担を明らかにするとともに、機能集約などの効果的な改築・更新を行うことで投資額の抑制に努めること。下水道事業は永続的な事業であることを念頭に置き、必要な投資と財政負担とのバランスを取りながら投資計画を立てること。

財政計画については、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中での収益確保の視点を持ちつつも、過大な使用者負担とならないよう使用料で負担すべき経費を厳密に精査したうえで、適正な公費負担、補助金等の確保、計画的な借入などを駆使し、安定的な財政計画を立てること。

(4) 広報活動の充実

下水道事業は、独立採算制の原則により運営しており、その健全経営のためには使用者負担である汚水処理費については下水道使用者の理解と協力が、また、公費負担である雨水処理費等については市民の理解と協力が不可欠である。そのために、上下水道局は、下水道施設の状況及び下水道事業の経営状況等について、また、今後の施設の改築・更新や地震・豪雨などの災害時における処理のあり方など事業運営全般についても、適宜適切に広報紙など

を通じて市民に情報提供し、広報活動の充実に努めること。

(5) 今後の課題への対応

人口減少に伴う使用料収入の減少、人員・技術不足への対応、技術継承の推進、施設の老朽化や災害への対策など数多くの課題がある中、下水道事業の持続性を向上させるため、広域化・共同化や官民連携、新技術の導入などの施策について、その有効性を検証したうえで積極的に取り入れること。加えて組織の体制強化を図り、変化する社会状況に適切に対応できるような人材の育成に努めること。

答申の考え方

1 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和44年の事業開始から50年以上が経過し、事業開始当初から整備した区域は、施設の大規模修繕や更新の時期を迎えている。しかし、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中で、使用料収入の大幅な増収は期待できない。

また、農業集落排水事業は、公共下水道事業と同様に、事業開始当初に整備した処理施設は、大規模修繕や更新の時期を迎えている。処理施設は公共下水道に比べて小規模分散型のため、公共下水道に比べて効率的な経営が難しく、使用料などの収益だけで維持管理費などの経費を賄えず、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方

令和5年度の下水道事業運営審議会では、使用料算定期間内の各年度において、従来からの経営改善の効果が一定程度発現され、令和6年度を除いては各年度純利益を計上する見込みであったため、使用料は現行どおりとする答申を行った。以後の使用料については、「適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。」とした。

この度、令和6年度に改定した米子市下水道事業経営戦略を踏まえ、今後の収支見込を改めて検討し、審議を行ったものである。

今後の下水道事業の収支見通しとして、使用料収入の大幅な増収が期待できない反面、物価の上昇、老朽化対策等に係る費用の増加などにより、下水道使用料を現行水準のまま据え置く場合、収益的収支において算定期間も含め継続的に当年度純損失（単年度赤字）が発生、増大し、令和13年度末には繰越利益剰余金が枯渇する見込みである。

昨今の物価上昇が、市民生活へも影響を与えていると考えられるが、一方で下水道事業の収支悪化を放置すれば、必要な費用を賄うことができず、汚水処理自体ができなくなる恐れがある。下水道事業を安定的に経営していくために、使用料で賄うべき経費を適切に使用者に配分し、使用料改定を実施することはやむを得ないとする。

なお、地方公営企業の独立採算制の原則に則った上で、過大な使用者負担とならないよう留意されたい。

3 使用料算定期間及び改定時期

使用料算定期間については、下水道使用料が公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、令和9年度から令和11年度までの3か年とする。

また、使用料改定時期は、その時期が遅れるほど将来の使用ユーザーへ負担を転嫁することになる。このため、使用料改定について、市民への十分な周知を行った上で早期に実施することが望ましい。

なお、今後の使用料改定については、適切な時期に見直しを検討するべきである。

4 使用料水準（改定率）

使用料算定期間内の各年度における単年度収支の黒字化を目指し、令和9年度から平均15%の増額改定とする。

5 使用料体系

(1) 基本体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

(2) 基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量である1か月あたり8^m以下の使用世帯が全体の3割を占めていること、また、上水道の基本水量が1か月あたり8^mであることを踏まえ、下水道の基本水量を8^mのまま据置きとする。

また、下水道事業は、巨額の先行投資に対する後年度の資本費が大きな負担となっており、増大する固定的経費をなるべく基本使用料で回収することが望ましい。一方で、基本使用料が高くなり過ぎると、一般世帯の使用ユーザーの負担が大きくなるといった問題がある。近隣市の基本使用料の設定状況も考慮し、基本使用料は現行の1か月あたり1,270円から15%程度引き上げ、1,460円とすることが適当である。

(3) 従量使用料及び累進度

物価上昇や既存施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、汚水処理費の増加が見込まれることから、従量使用料は基本使用料と同様に平均15%引き上げることが適当である。

また、令和6年度の米子市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、1か月当たりの排除汚水量が1,000^m以上の事業者（全調定件数の0.1%）の調定額が全体の約17%を占めている。このような大口需要者からの大量排水は、生活排水等に比べて使用料対象経費の増加につながるという傾向があり、累進従量制の採用は妥当と考えられる。

しかしながら、大口需要者は、改定率が低くても金額における影響が大きいため、負担の公平性の観点から、累進度は現行体系よりも抑えたものとした。

(4) 公衆浴場汚水及び温泉汚水

公衆浴場汚水の下水道使用料については、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることや、公衆衛生や最低限の生活水準を維持するために、引き続き浴場経営に配慮する必要があることから、現行の使用料体系は変えず、改定率は一般汚水と同様に15%程度とする。

温泉汚水については、温泉水を使用する温泉旅館業は排水量を縮減することが困難な事業である。また、皆生温泉は、米子市の観光産業にとって基幹をなすものであり、市は観光政策上の配慮として一般会計から下水道事業会計への繰出しを行っていることから、従来どおり公衆浴場汚水と同単価とするのが望ましい。

米子市下水道事業運営審議会委員名簿

（敬称略：順不同）

	氏 名	所 属 等 （ 委 嘱 時 ）
会 長	深 田 美 香	鳥取大学医学部保健学科教授
副会長	港 英 明	皆生温泉旅館組合副組合長
委 員	鷺 見 涉	日本公認会計士協会中国会山陰部会
同	生 田 貴 一	米子商工会議所青年部副会長
同	河 本 六 美	米子市連合婦人会会長
同	青 砥 美 咲	公共下水道使用者
同	木 村 昭 代	農業集落排水使用者
同	長 田 朱 里	農業集落排水使用者
同	先 灘 達 也	未整備地区住民
同	徳 岡 広 昭	公募委員

審議経過

	開催日	審議内容等
第1回	令和7年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 下水道使用料改定の経過について ・ 下水道事業の概要について 公営企業会計について 令和7年度予算概要について 収支計画について ・ 使用料算定手順について ・ 今後のスケジュールについて
第2回	令和7年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政見通しの算定内容について 収支計画の推計方法について 使用料対象経費と財源の見込み ・ 使用料の見直しについて 使用料体系、使用料水準、基本使用料
第3回	令和7年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度下水道事業会計決算状況について ・ 下水道事業の財政見通しについて ・ 使用料の試算について ・ 米子市生活排水対策方針（改定案）について
第4回	令和7年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の試算について シュミレーション 公衆浴場汚水及び温泉汚水について 改定率について
第5回	令和8年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 公衆浴場汚水及び温泉汚水について 改定方法について
第6回	令和8年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案について ・ 米子市生活排水対策方針（改定案）について

米子市下水道事業会計 使用料対象経費と財源の見込み

資料R7-40

使用料改定後

(単位:千円)

年 度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
使用料対象経費	維持管理費	1,932,145	1,922,206	1,957,525	1,967,969	1,984,343	2,026,116	2,073,237	2,047,961
	職員給与費	287,312	279,404	282,199	276,717	279,486	282,282	285,106	287,961
	経費	1,644,833	1,642,802	1,675,326	1,691,252	1,704,857	1,743,834	1,788,131	1,760,000
	資本費	3,784,362	3,908,787	3,851,750	3,917,129	3,931,897	4,229,674	4,572,020	4,611,049
	減価償却費	3,313,003	3,398,466	3,375,251	3,407,825	3,378,764	3,612,175	3,875,580	3,902,352
	支払利息	471,359	510,321	476,499	509,304	553,133	617,499	696,440	708,697
	計 (A)	5,716,507	5,830,993	5,809,275	5,885,098	5,916,240	6,255,790	6,645,257	6,659,010
財源	使用料収入	2,358,993	2,710,810	2,701,885	2,683,835	2,665,928	2,648,161	2,630,534	2,613,045
	一般会計繰入金	1,513,498	1,579,620	1,587,144	1,620,276	1,616,903	1,656,197	1,698,048	1,815,260
	他会計負担金	619,015	643,310	666,969	677,120	679,653	689,250	706,051	729,946
	他会計補助金	894,483	936,310	920,175	943,156	937,250	966,947	991,997	1,085,314
	長期前受金戻入	1,614,805	1,683,541	1,663,630	1,665,211	1,618,661	1,716,069	1,836,280	1,834,457
	その他	10,112	39,038	40,124	39,821	40,109	56,596	72,999	110,094
計 (B)	5,497,408	6,013,009	5,992,783	6,009,143	5,941,601	6,077,023	6,237,861	6,372,856	
財源不足額 (B) - (A)		△ 219,099	182,016	183,508	124,045	25,361	△ 178,767	△ 407,396	△ 286,154

【参考】

現行の使用料の場合

(単位:千円)

年 度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
使用料対象経費 (C)		5,716,507	5,830,993	5,809,275	5,885,098	5,916,240	6,255,790	6,645,257	6,659,010
財 源 (D)		5,497,408	5,659,425	5,640,363	5,659,077	5,593,871	5,731,611	5,894,748	6,032,024
財源不足額 (D) - (C)		△ 219,099	△ 171,568	△ 168,912	△ 226,021	△ 322,369	△ 524,179	△ 750,509	△ 626,986

【参考】

資料R7-41

使用料体系の変遷(平成17年市町村合併以降の改定)

※使用料は税抜き

条例制定・改正日	H18.12.25	H25.7.3	H25.12.25(消費税率8%)	H31.3.28(消費税率10%)	R3.7.15	改正案
条例施行日	H19.4.1	H25.10.1	H26.4.1	R1.10.1	R3.8.1	令和9年度
基本水量 A	10m ³	8m ³	8m ³	8m ³	8m ³	8m ³
基本使用料 B	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,270円	1,460円
基本使用料単価 B/A (C)	110円/m ³	137.5円/m ³	137.5円/m ³	137.5円/m ³	158.8円/m ³	182.5円/m ³
超過使用料の区分	6段階	7段階	7段階	7段階	7段階	7段階
最低単価 D	120円/m ³	132円/m ³	132円/m ³	132円/m ³	154円/m ³	178円/m ³
最高単価 E	260円/m ³	275円/m ³	275円/m ³	275円/m ³	313円/m ³	356円/m ³
D/C	109.1%	96.0%	96.0%	96.0%	97.0%	97.5%
累進度 E/C	236.4%	200.0%	200.0%	200.0%	197.1%	195.1%
E/D	216.7%	208.3%	208.3%	208.3%	203.2%	200.0%
浴場汚水等 F	70円/m ³	77円/m ³	77円/m ³	77円/m ³	88円/m ³	101円/m ³
F/C	63.6%	56.0%	56.0%	56.0%	55.4%	55.3%

具体的使用料の体系(税抜)

基本料金	10m ³ まで	1100円	8m ³ まで	1100円	8m ³ まで	1100円	8m ³ まで	1100円	8m ³ まで	1270円	8m ³ まで	1460円
超過使用料 (従量料金)	~20m ³	120円/m ³	~20m ³	132円/m ³	~20m ³	132円/m ³	~20m ³	132円/m ³	~20m ³	154円/m ³	~20m ³	178円/m ³
	~50m ³	154円/m ³	~50m ³	171円/m ³	~50m ³	171円/m ³	~50m ³	171円/m ³	~50m ³	198円/m ³	~50m ³	230円/m ³
	~100m ³	200円/m ³	~100m ³	223円/m ³	~100m ³	223円/m ³	~100m ³	223円/m ³	~100m ³	258円/m ³	~100m ³	298円/m ³
	~500m ³	236円/m ³	~250m ³	242円/m ³	~250m ³	242円/m ³	~250m ³	242円/m ³	~250m ³	278円/m ³	~250m ³	318円/m ³
	~1000m ³	244円/m ³	~500m ³	260円/m ³	~500m ³	260円/m ³	~500m ³	260円/m ³	~500m ³	297円/m ³	~500m ³	340円/m ³
	1000m ³ 超	260円/m ³	~1000m ³	270円/m ³	~1000m ³	270円/m ³	~1000m ³	270円/m ³	~1000m ³	308円/m ³	~1000m ³	351円/m ³
			1000m ³ 超	275円/m ³	1000m ³ 超	275円/m ³	1000m ³ 超	275円/m ³	1000m ³ 超	313円/m ³	1000m ³ 超	356円/m ³
浴場汚水	70円/m ³		77円/m ³		77円/m ³		77円/m ³		88円/m ³		101円/m ³	
温泉汚水	70円/m ³		77円/m ³		77円/m ³		77円/m ³		88円/m ³		101円/m ³	

平均改定率	15.0%	10.0%	消費税率の引き上げ	消費税率の引き上げ	15.2%	15.0%
改定理由等	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費平準化債等により、緩和を図った。	累積赤字を放置すれば後年の使用者負担が増し、世代間の不公平となる。赤字を一般会計繰入金で賄えば、使用者でない市民の税金を投入することとなる上、一般会計の財政硬直を招く。独立採算の観点から、赤字解消を前提とした改定率とする。 上水道に合わせ基本使用料を8m ³ とする。区分を増やすことで単価間格差を縮め、影響の大きい大口の累進度を引き上げた。	消費税率5%→8%に付随する改定。 【比較】 1か月20m ³ 使用時(税込み) 5% 2,818円 8% 2,898円	消費税率8%→10%に付随する改定。 【比較】 1か月20m ³ 使用時(税込み) 8% 2,898円 10% 2,952円	人口減少や超高齢化社会の到来等社会情勢の変化で使用料収入の大幅増が期待できないことや、一般会計繰入金の減少などにより、使用料を現行のまま据え置くと近い将来に資金不足が発生する。独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提とした改定率とする。	人口減少社会の進展等で使用料収入の大幅増が期待できない一方で、物価上昇や老朽化対策などにより費用が増加することにより、使用料を現行のまま据え置くと資金不足が増大する。独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提とした改定率とする。

第3回米子市下水道事業運営審議会（令和7年11月13日）以降の「米子市生活排水対策方針（改定案）」 主な変更箇所一覧表

番号	ページ	変更前(第3回下水道事業運営審議会(草案))	ページ	変更後(パブリックコメント後の改定案)
1	目次		目次	「2 生活排水対策の方針見直し」を追加
2	P1	(22～23行目): …、公共下水道の計画区域を縮小、整備に期間を要する区域について令和9年度以降は、合併処理浄化層の普及促進を主体とした排水対策へ移行する方針といたしました。	P1	(21～23行目)以下のとおり修正: …、 本市では 公共下水道の計画区域を縮小 見直し 、整備に期間を要する 計画区域外 について 令和9年度以降は 、合併処理浄化層の普及促進を主体とした、 効率的かつ効果的な 排水対策へ移行する 方針といたしましたことに決定しました 。
3	P2	(2行目): …、水質汚濁防止法第14条の9の規定に基づく…	P2	(2行目)当該の条文の一部を表記するため、以下のとおり修正: ・左記を以下のとおり修正: …、水質汚濁防止法第14条の9(※1)の規定に基づく… ・上記(※1)について、条文の一部を同ページ最下部にて追記
4	P2	<図1 米子市生活排水対策方針と関連計画等>	P2	以下のとおり修正: 図1内のフローにて、「 米子市一般廃棄物処理計画 」と「 米子市一般廃棄物処理基本計画・生活排水処理基本計画 」を追記
5	P4	(25～26行目): …、既に整備済区域の改築・更新や運営管理の観点を含めた事業の方向性を示しています。	P4	(19～21行目)以下のとおり修正: …、 既に整備済区域における改築・更新や をはじめ、 人口減少に伴う下水道職員の減少や使用料の減収等を見据えた執行体制の確保や効率的な事業運営など、運営管理の観点を含めた持続可能な 事業の方向性を示しています。

6	P5	<p>(5～10行目):</p> <p>本市の令和6年度末の生活排水処理人口普及状況は、公共下水道75.0%、農業集落排水9.5%、合併処理浄化槽9.2%、合計で93.6%となっています(図4, 5参照)。</p> <p>また、それぞれの整備済み人口に対する利用人口の割合である「水洗化率」については、公共下水道91.0%、農業集落排水89.0%となっています。</p> <p>本市の生活排水(汚水)処理人口普及率(以下、「人口普及率」という。)は、全国平均及び県内平均を下回る状況となっています(図4参照)。</p>	<p>P5</p> <p>(5～10行目)左記について、以下のとおり、修正や解説を追記:</p> <p>本市の令和6年度末での生活「<u>汚水排水処理人口普及状況率</u>」(行政人口に対し、<u>生活排水処理施設を利用できる人口の割合</u>)は、公共下水道75.0%、農業集落排水9.5%、合併処理浄化槽9.2%、合計で93.6%となっており、また、全国平均を下回る状況となっています(図4, 5参照)。</p> <p>また、それぞれの整備済み人口に対する利用人口の割合である「水洗化率」(生活排水処理施設を利用できる人口に対し、<u>実際に施設を利用している人口の割合</u>)については、公共下水道91.0%、農業集落排水89.0%、<u>全体で91.7%(合併処理浄化槽を含む)</u>となっています(図6参照)。</p>
7	P6	<p><図6:水洗化率(R2～6)></p> <p>※水洗化率=水洗化人口/汚水処理人口(生活排水処理施設の整備済人口)</p>	<p>P6</p> <p>左記の図について、前12項目のとおり、本文中に<u>水洗化率の解説、及び公共下水道、農業集落排水施設の水洗化率</u>を追記したことに伴い、以下のとおり修正:</p> <p><図6:水洗化率(R2～6)></p> <p>※水洗化率=水洗化人口/汚水処理人口(生活排水処理施設の整備済人口)</p> <p><図6:水洗化率(R2～6)></p> <p><u>図6内に公共下水道と農業集落排水施設の水洗化率を追加</u></p>
8			<p>P6</p> <p>以下の理由から「<u>2.生活排水対策の方針見直し</u>」を新たに追記:(理由)</p> <p>このたびの本方針の改定における主要な事項である、生活排水対策の見直しに至る経緯をはじめ、公共下水道の計画区域の変更、住民説明会の状況等のHP・URLを記載するもの。</p>
9	P6	<p>「2 生活排水処理の整備状況と課題等」</p> <p>(1)公共下水道</p> <p>①整備状況</p>	<p>P8</p> <p>計画区域の見直しを追記:</p> <p>「<u>2.3 生活排水処理の整備状況と課題等</u>」</p> <p>(1)公共下水道</p>

				①整備状況と計画区域の見直し
10	P8	<p>(1)公共下水道</p> <p>② 課題等</p> <p>1)未整備区域の新規整備について</p> <p>概成後においても、計画区域内に未整備区域が残るため、引き続き生活環境の向上や公共用水域の水質保全に向けて、未整備区域の解消を図る必要があります。</p>	P8	<p>左記について、以下のとおり修正：</p> <p>(1)公共下水道</p> <p>② 課題等</p> <p>ア)未整備区域の新規整備継続について</p> <p>概成後においても、計画区域内に未整備区域が残るため、引き続き生活環境衛生の向上や公共用水域の水質保全に向けて、計画区域内における未整備区域の解消を図る整備を継続する必要があります。</p>
11	P9	<p>② 課題等</p> <p>3)老朽化対策等について</p> <p><図 10:公共下水道管路の年度別布設状況(令和6年度末)></p> <p><<管渠老朽化率:1.4%(令和6年度末)>></p> <p>※管渠老朽化率=法定耐用年数を経過した管渠延長/全管渠延長 ×100</p>	P9	<p>左記の図について、以下のとおり修正：</p> <p>ウ)老朽化対策等について</p> <p><図 10:公共下水道管路の年度別布設延長状況(令和6年度末)></p> <p><<管渠老朽化率:1.41.8%(令和6年度末)>></p> <p>※管渠老朽化率=法定耐用年数(50年)を経過した管渠延長/全管渠延長 ×100 =12.4/675.1(km)×100 ≒1.8(%)</p>
12	P10	<p>③ 経営状況について:(6~8行目)</p> <p>投資活動に関しては、現在も新規整備を実施しているため、施設の稼働状況を示す施設利用率の低さや、企業債残高対事業規模比率の高止まりなど、資本費に関する指標が類似団体平均を下回っている状況です。</p>	P10	<p>左記の内容については、<u>米子市下水道事業経営戦略に記載されており、投資活動に関する状況の記述までは不要と判断し、削除した。</u></p>

13	P10 ～11	<p>(2)農業集落排水施設</p> <p>②課題等</p> <p>2)老朽化対策等について</p> <p>平成19年度に施設の整備が完了していますが、公共下水道と同様に、事業着手当時に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えています。処理施設は公共下水道に比べ、小規模分散型のため、効率的な施設運営が難しく、使用料などの収益だけで維持管理費などの経費が賸えず、財政基盤はぜい弱な状況にあります。</p>	<p>P11</p> <p>左記の下線部分について、以下のとおり「③ 経営状況」へ移行。</p> <p>③経営状況</p> <p><u>農業集落排水施設は公共下水道に比べ、処理施設が小規模分散型のため、効率的な施設管理が困難なほか、使用料などの収益だけで維持管理などの経費が賸えず、財政基盤はぜい弱な状況にあり、独立採算による経営が困難な事業です。</u></p> <p>現在、農業集落排水施設は処理区ごとに処理施設を有していますが、今後の少子・高齢化の進展に伴い、更に効率的な施設運営が求められるため、施設の再編が必要な状況にあります。</p>
14	P11	<p>(3)合併処理浄化槽</p> <p>①普及状況</p> <p>本市では、平成31年2月策定の<u>本</u>方針により、集合処理を基本としつつ、公共下水道の整備に期間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせて概成を目指すこととし、合併処理浄化槽については年間100基を設置目標として、生活排水対策を推進してきました(図12参照)。</p> <p>令和6年度には、公共下水道の計画区域を縮小し、令和9年度以降は一部区域を除き新規整備を行わず、公共下水道及び農業集落排水施設の区域外の生活排水対策は、合併処理浄化層の普及促進を主体とする方針を転換しました。</p>	<p>P11</p> <p>左記項目において、前項目と重複する内容により、以下のとおり修正：</p> <p>①普及状況</p> <p>本市では、平成31年2月策定の<u>前</u>方針により、合併処理浄化槽については年間100基を設置目標として、生活排水対策を推進してきました(図12参照)。</p> <p>令和5年度には、令和9年度以降における公共下水道及び農業集落排水施設の区域外の生活排水対策を合併処理浄化層の普及促進を主体とする方針に移行することになりました。</p> <p>令和6年度末での本市の行政人口に対する当該施設の汚水処理人口普及率は、9.2%となっています。</p>

15	P11	<p>② 普及促進の対策等</p> <p>1) 合併処理浄化槽設置に係る補助金制度等について</p> <p>平成2年度に制度を創設し、普及促進を開始しました。その後、平成31年2月の本方針の策定に伴い、令和元年度から単独処理浄化槽、またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替え設置にかかる補助額及び基数の拡充を実施してきました。令和7年度からは、切替え設置にかかる既存槽撤去の上乗せ補助及び新築に伴う、浄化槽設置にかかる補助制度を開始しました。</p>	<p>P11</p> <p>左記の項目②と小項目1を合体し、以下のとおり修正：</p> <p>② 普及促進に向けた補助制度の設立</p> <p>平成2年度に制度を創設し、普及促進を開始しました。その後、平成31年2月の前方針の策定に伴い、令和元年度から単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替え設置にかかる補助額及び基数の拡充を実施してきました。</p> <p>令和7年度からは、切替え設置にかかる既存槽撤去の上乗せ補助及び新築に伴う、浄化槽設置にかかる補助制度を開始しました。</p>
16	P12	<p>③課題等</p> <p>3) 下水道使用者との公平性の担保について</p> <p>合併処理浄化槽による排水対策に方針転換した地域と、公共下水道により排水対策を行う地域において、経済性負担の公平性の観点から、今後も合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度を継続するほか、維持管理費用に対する補助制度など、支援策を検討する必要があります。</p>	<p>P12</p> <p>必要事項の追記等により、以下のとおり修正：</p> <p>③課題等</p> <p>ウ) 公共下水道使用者との公平性の担保について</p> <p>合併処理浄化槽による排水対策に方針転換した地域と、公共下水道により排水対策を行う地域において、生活排水処理の行政サービスを受けるにあたり、経済的負担における公平性の観点から、今後も合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度を継続するほか、維持管理費用に対する補助制度などの支援策を検討する必要があります。</p>

17	P13	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1)人口普及率と水洗化率の更なる向上 (7～17行目)</p> <p>これまでの本市の生活排水対策は、国の示す10年概成の時間軸の視点を踏まえた上で、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の各汚水処理施設の有する特性、経済性を総合的に勘案した整備手法の実施により概成を図り、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%を目指すこととしています。</p> <p>概成後においても、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図り、市民にとって安全で快適な生活基盤を維持するには、今後も生活排水処理施設の整備が必要です。また、公共下水道や農業集落排水施設の本来の目的を果たすためには、整備区域における未接続世帯の解消が必要です。</p> <p>以上から、本市では下記の目標を設定し(表4参照)、人口普及率と水洗化率100%を目指し、生活排水対策の推進に努めてまいります。</p> <p>人口普及率と水洗化率100%達成に向けた、各生活排水処理施設における対策は、以下のとおりです。</p>	<p>P13</p> <p>前項目と重複する内容やその他修正等により、以下のとおり修正：</p> <p>(1)汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上</p> <p>これまでの本市の生活排水対策は、国の示す10年概成の時間軸の視点を踏まえた上で、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の各汚水処理施設の有する特性、経済性を総合的に勘案した整備手法の実施により概成を図り、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%を目指すこととしています。</p> <p>概成後においても、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図り市民にとって安全で快適な生活基盤を維持するには、今後も生活排水処理施設の整備が必要です。また、公共下水道や農業集落排水施設の本来の目的を果たすためには、整備区域における未接続世帯の解消が必要です。</p> <p>以上から、本市では下記の目標を設定し(表4参照)、汚水処理人口普及率と水洗化率100%の更なる向上を目指し、生活排水対策の推進に努めてまいります。</p> <p>人口普及率と水洗化率100%達成に向けた、各生活排水処理施設における対策主な推進手法は、以下のとおりです。</p>
18	P13 ～14	<p>2 各生活排水処理施設における今後の方針</p> <p>(1)公共下水道</p> <p><u>①未整備区域の整備継続について</u></p> <p>概成後の計画区域内の未整備区域について、隘路等の解決に向け、関係機関や地権者等との協議を円滑かつ効果的に進めて、未整備区域の解消を計画的に行い、更なる人口普及率の向上を目指します。</p> <p>また、国の「10年概成」後においても新規整備にかかる国庫補助金制度の継続を要望し、財源確保に向けて国県への働きかけを行うほか、事業費低減</p>	<p>P13</p> <p>左記について、以下のとおり修正：</p> <p>(1)公共下水道</p> <p><u>①未整備区域の整備継続について</u></p> <p>概成後の計画区域内の未整備区域について、隘路等の解決に向け、関係機関や地権者等との協議を円滑かつ効果的に進めて、未整備区域の解消整備を計画的に行い、更なる汚水人口普及率の向上を目指します。</p> <p>また、国の「10年概成」後においても新規整備にかかる国庫補助金制度の継続を要望し、財源確保に向けて国県への働きかけを行いますうほか、事業費低減</p>

		減に資する手法等の検討に努めていきます。		に資する手法等の検討に努めていきます。
19	P14	<p><u>②公共下水道への接続勧奨について</u></p> <p>水洗化率の向上に向け、未接続の理由について分析を行うほか、個別訪問や発信等による普及啓発を効果的に行い、未接続世帯への接続勧奨に努めます。</p>	P13 ~14	<p>左記について、主な取組の追記や修正等により、以下のとおり修正：</p> <p><u>②公共下水道への接続勧奨について</u></p> <p>水洗化率の向上に向け、未接続の理由について分析を行うほか、戸別訪問や発信等による普及啓発を効果的に行い、未接続世帯への接続勧奨に努めていきます。</p> <p>《現在の主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発信 PR(HP 掲載) ○水洗便所改造資金融資あっせん制度 ○戸別訪問
20	P16	<p>(3)合併処理浄化槽 (17~19行目)</p> <p>令和7年3月に公共下水道の計画区域を縮小し、令和9年度以降新規整備を行わない区域については、浄化槽法で定める「浄化槽処理促進区域」として位置付け、国や県の補助制度を積極的に活用し、投資効果の早期発現ができるよう、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。</p>	P16	<p>左記について、対象地区の表記やその他修正により、以下のとおり修正：</p> <p>(3)合併処理浄化槽 (17~19行目)</p> <p>弓浜6地区のうち、令和6年度に令和7年3月に公共下水道の計画区域を縮小見直し、令和9年度以降新規整備を行わない区域については、浄化槽法で定める「浄化槽処理促進区域」として位置付け、国や県の補助制度を積極的に活用し、投資効果の早期発現ができるよう、浄化槽の普及促進を図っていきます。</p>

				す。
21			P16	パブリックコメントの結果を踏まえ(「資料R7-43」参照)、以下のとおり追記(赤書き部分): (3)合併処理浄化槽 (20~21行目)本市では、 個人設置型浄化槽と公共設置型浄化槽の双方の利点を取り入れた、『個人設置(公共関与)型』 により、…
22	16	(3)合併処理浄化槽 <u>①設置補助制度の拡充</u>	P16 ~17	当該補助制度の概要について、以下のとおり追記: <u>①設置補助制度の拡充</u> ※P17「 <u>補助制度の概要</u> 」参照 P17には、 <u>補助制度の概要</u> を追記した。(破線四角囲い内のとおり)

23	P17	<p>3 今後の事業運営の方向性について (18～25 行目)</p> <p>昨今の原油価格や物価高騰等に伴う建設費や維持管理費の増加、大規模な改築更新需要の増加をはじめ、人口減少に伴う高齢化社会の進展による下水道使用料の増収が期待ができないなど、今後の下水道事業をとりまく環境は更に厳しくなることが見込まれます。そのような状況のなか、将来にわたり、必要な住民サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、「ストックマネジメント」による予防保全型の施設管理により、改築更新等を計画的に行い、費用の平準化を図っていきます。</p> <p>また、今後の人口推移を見据え、既存施設の老朽化に伴う施設の機能集約や適正規模の整備のほか、省エネルギー・創エネルギーによる脱酸素への転換など、効率的かつ効果的な施設の再構築を行っていきます。</p>	<p>P17</p> <p>左記について、<u>まちづくりの観点にかかる記述</u>やその他修正について、以下のとおり修正し、<u>「立地適正化計画」の解説</u>について同ページ最下部へ追記：</p> <p>3 今後の事業運営の方向性について (2～10行目)</p> <p>昨今の原油価格や物価高騰等に伴う建設費や維持管理費の増加、大規模な改築更新需要の増加をはじめ、人口減少に伴う高齢化社会の進展による下水道使用料の増収が期待ができない→減収傾向など、今後の下水道事業を取り巻く環境は更に厳しくなることが見込まれます。そのような状況のなか、将来にわたり、必要な住民サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、「ストックマネジメント」による予防保全型の施設管理により、改築更新等を計画的に行い、費用の平準化を図っていきます。</p> <p>また、今後の人口推移を見据え、持続的なまちづくりを目指す「米子市立地適正化計画」(※5)などの視野に入れつつ、既存施設の老朽化に伴うも鑑み、施設の機能集約や適正規模の整備のほか、省エネルギー・創エネルギーによる脱酸素への転換など、効率的かつ効果的な施設の再構築を行っていきます。</p>
24	P17	<p>3 今後の事業運営の方向性について (30～37行目)</p> <p>合併処理浄化槽については、本市では「住民が浄化槽を設置し、浄化槽管理者となって維持管理を行う”個人設置(公共関与)型”」の手法を適用し、本市独自の浄化槽設置にかかる補助金制度を設立し、一部の地域を対象に適用し、住民への支援を行いながら、普及促進を図ることとしています。合併処理浄化槽は、下水道と同様に水質浄化能力があることや、地震等の災害時において公共下水道等の集合処理施設より早期復旧が可能な</p>	<p>P17</p> <p>(15～19行目)左記について、適切かつ簡潔明瞭な表記にするため、以下のとおり修正：</p> <p>合併処理浄化槽については、本市では「住民が浄化槽を設置し、浄化槽管理者となって維持管理を行う”個人設置(公共関与)型”」の手法を適用し、本市独自の浄化槽設置にかかる補金制度を設立しにより、一部の地域を対象に適用も、住民への支援を行いながら、普及促進を図ることとしていきます。合併処理浄化槽は、下水道と同様に水質浄化能力があることや、地震等の災害時において公共下水道等の集合処理施設より早期復旧が可能なことが</p>

		<p>ことが、東日本大震災や能登半島地震で確認されています。</p> <p>今後、普及促進を図るにあたり、当該の補助金制度の財源が国、県及び本市(一般会計)で構成しており、今後も当該制度を継続するためには、国県の補助金制度を積極的に活用し、国県に対し必要額の配分や補助率嵩上げ等を要望するなど、財源確保に努めていきます。</p>		<p>東日本大震災や能登半島地震で確認されています。</p> <p>今後、普及促進を図るにあたりっては、当該の補助金制度の財源が国、県及び本市(一般会計)で構成しており、今後も当該制度を継続するためには、国県の補助金制度を積極的に活用し、国県に対し必要額の配分や補助率嵩上げ等を要望するなど、財源確保に努めていきます。</p>
25	P18	<p>VII 検証及び評価</p> <p>この生活排水対策方針は、今後の本市生活排水処理施設の整備状況や取り巻く社会情勢等を踏まえ、随時検証および評価を行い、今後における生活排水対策に係る取組みの改善等に反映させていくこととします。</p> <p>検証と評価については、この方針と取組み実績との乖離等の検証・評価を行い、その結果を踏まえ、今後の生活排水対策方針に反映させるPDCAサイクル(計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action))によって行い、取組み実施における実効性を高めるとともに、この方針の着実な実現を目指していきます。</p>	P19	<p>簡潔明瞭な表記とするため、以下のとおり修正：</p> <p>VII 検証及び評価</p> <p>この生活排水対策方針は、今後の本市生活排水処理施設の整備状況や取り巻く社会情勢等を踏まえ、随時検証および評価を行い、今後における生活排水対策に係る取組みの改善等に反映させていくこととします。</p> <p>検証と評価については、この方針と取組み実績との乖離等の検証・評価を行い、その結果を踏まえ、今後の生活排水対策方針に係る取組みの改善等に反映させていくこととしますPDCAサイクル(計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action))によって行い、取組み実施における実効性を高めるとともに、この方針の着実な実現を目指していきます。</p>
26	P19 ~21	<p>その他語句や図表、それに伴う用語解説の修正を行った。</p>	P20 ~22	<p>左記に同じ。</p>

米子市生活排水対策方針（改定案）に対するご意見等への回答

番号	意見	改定案の修正	本市の回答
1	合併処理浄化槽は住民への普及促進や維持管理の指導強化をされることになっていますが、市主導で設置や維持管理を行うことはできませんか。	有り	<p>ご意見のとおり、自治体主導で設置や維持管理を行う「公共浄化槽」という制度があり、この制度について本市も検討しましたが、</p> <p>①本市の浄化槽設置の計画時期により、個人の希望時期に設置できないことがある。</p> <p>②公営企業として、独立採算による浄化槽の事業運営が求められ、運営にかかる経費の一部を使用料（浄化槽使用料）としてご負担いただくことになり、純粋な維持管理費とは別に負担が増える。</p> <p>③本市では、今まで合併処理浄化槽の普及にあたり、補助制度を設け、設置費用等への支援を行っており、既に住民等に浸透し、普及促進の効果をあげている。</p> <p>以上の状況から、多角的に検討を行った結果、個人で合併処理浄化槽の設置や維持管理を行い、市が合併処理浄化槽の設置や維持管理に支援するといった、<u>個人設置と公共設置の利点を取り入れた「個人設置（公共関与）型」</u>により合併処理浄化槽の普及を図ることとしました。</p> <p>したがって、改定案のP16「(3)合併処理浄化槽」に上記の下線部分を追記し、P20「用語解説」には「公共設置型浄化槽」、「個人設置型浄化槽」及び「個人設置型（公共関与）浄化槽」の解説を追記します。</p>

(注) パブリックコメント（令和7年12月24日～令和8年1月23日）での意見及びそれに対する本市の回答

番号	意見	改定案の修正	本市の回答
2	<p>現在、水洗化されていない区域の一部が集合処理から個別処理に転換されるようですが、合併処理浄化槽の清掃や法定点検の実施率が低いこともあり、居住地周辺や川や海等の水環境に影響はありませんか。</p>	無	<p>ご指摘のとおり、保守点検、清掃及び法定検査（以下、「維持管理」）が適正に実施されない場合、川や海等の公共用水域の水質悪化が懸念されます。合併処理浄化槽の維持管理の実施率の向上は、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な課題と認識しています。</p> <p>今後、県などの関係機関と連携した啓発活動等により適正な維持管理の指導を強化します。また、合併処理浄化槽により生活排水対策を行う区域のうち、「米子市浄化槽処理促進区域」では維持管理の実施を許可条件とした維持管理費用への補助制度を令和8年4月から開始し、適正な維持管理の確保に向け、取組んでまいります。</p>
3	<p>農業集落排水は、将来的に公共下水道に統合されるということですが、住民の負担はどのようになりますか。</p>	無	<p>農業集落排水施設は小規模分散型であり、効率的な施設管理が困難であり、使用料等の収益だけでは維持管理などの経費が賄えず、独立採算による経営が困難な状況です。</p> <p>以上の状況から効率的な施設運営を行うにあたり、公共下水道への編入を行うものであり（一部地区を除く）、また農業集落排水事業と下水道事業の料金体系が同一で、かつ両事業を合わせた事業会計により事業運営を行っているため、公共下水道への編入によって使用料が増えることはありません。</p> <p>なお、公共下水道へ編入するための工事の際、住民の方には交通規制や騒音・振動等でご不便をおかけします。</p>

(注) パブリックコメント（令和7年12月24日～令和8年1月23日）での意見及びそれに対する本市の回答

米子市 生活排水対策方針 (改定案)

平成 31 年(2019 年)2月
(令和8年(2026 年)3月改定)

米子市上下水道局

目次

I 生活排水対策方針の改定にあたって	1
II 本方針の位置付け	2
III 本市の生活排水処理施設	3
IV 生活排水対策を取り巻く環境	4
1 今後の人口動向	4
2 国の動向	4
V 本市の生活排水対策の状況と課題等	5
1 生活排水処理施設の普及状況	5
追加 2 生活排水対策の方針見直し	6
3 生活排水処理施設の整備状況と課題等	8
VI 今後の生活排水対策方針について	13
1 基本的な考え方	13
2 各生活排水処理施設における今後の方針	13
3 今後の事業運営の方向性について	18
VII 検証及び評価	19
【用語解説】	20

I 生活排水対策方針の改定にあたって

生活排水対策は、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公共用水域の水質保全のために重要な役割を担っています。

本市には、昭和 63 年度に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼となり、湖沼水質保全計画を策定のうえ、閉鎖水域として水質保全対策を推進している中海をはじめ、加茂川などの市街地を流れる河川のほか、白砂青松の弓ヶ浜海岸などの自然や景観等があります。これらを守るためにも、今後も環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図り、生活排水対策を推進する必要があります。

本市では、これまで集合処理(公共下水道事業及び農業集落排水事業)による整備を基本とした、生活排水対策を推進してきました。

平成 29 年度には、国が定めた「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(以下、新三省マニュアルという。)」に基づき、集合処理・個別処理の経済比較の検証を行った結果、未整備地域のほぼ全域が集合処理(公共下水道)での整備が有利と判定されました。

しかし、本市は多くの未整備地区を抱えることから、「公共下水道の新規整備を現状程度で行った」場合、整備完了までには相当の期間を要することが見込まれ、経済比較に加えて、時間軸の観点から整備手法を検討する必要があるとして、平成 31 年 2 月に「米子市生活排水対策方針」(以下、「前方針」という。)を策定し、集合処理を基本としつつ、整備に期間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせることで污水处理施設の概成(以下、「概成」という。)を目指す方針を定め、生活排水対策を推進してきました。

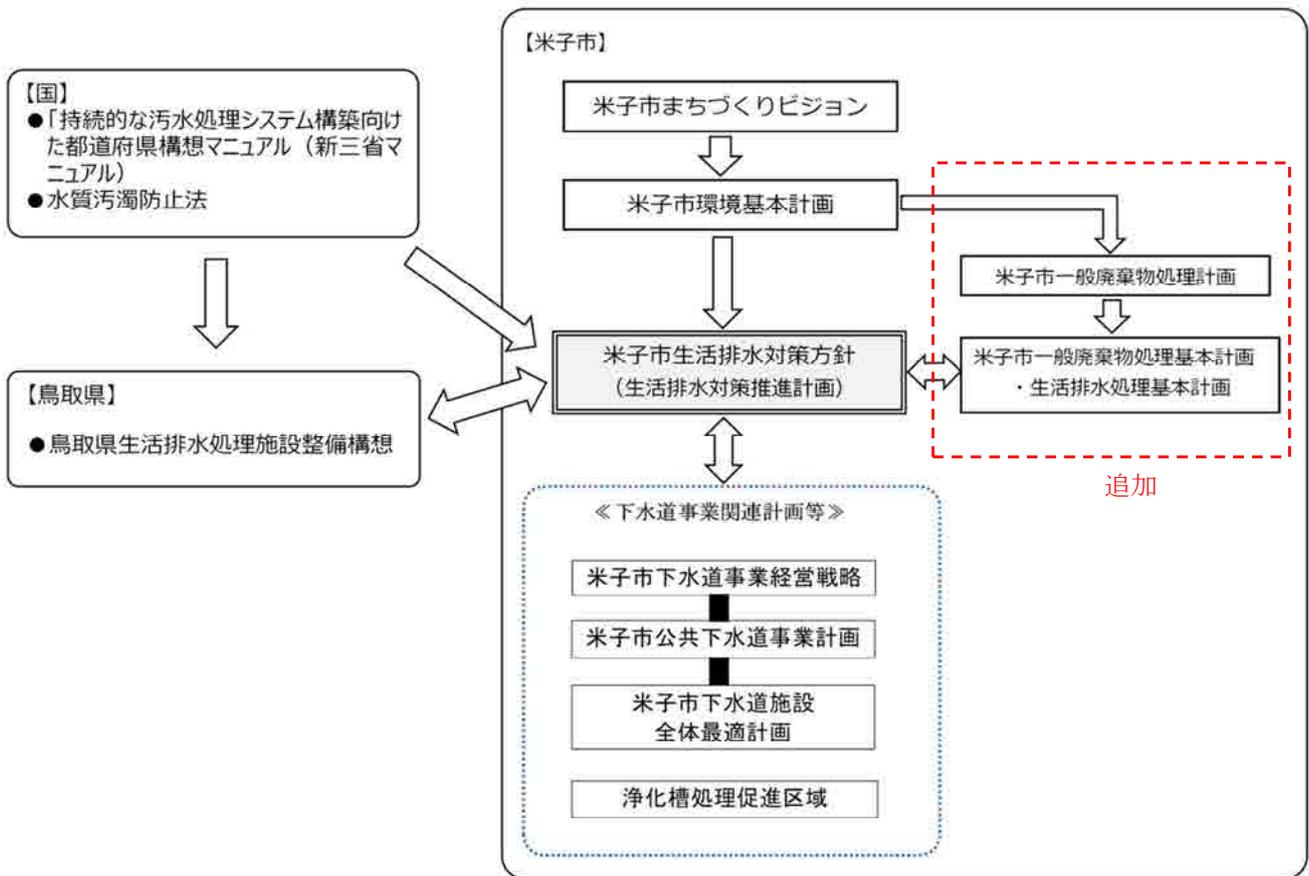
なお、国は公共下水道の新規整備に対し、令和 8 年度までは国庫補助金を重点配分する「10 年概成方針」を示していますが、令和 9 年度以降の国庫補助制度は不透明な状況です。これにより、新規整備量の確保が見込めず、未整備区域では排水対策の見通しが立たないことや、合併処理浄化槽による排水対策は、使用者のニーズに柔軟に対応でき、排水対策効果の早期発現が期待できることを踏まえ、本市では令和 5 年度に生活排水対策を公共下水道の計画区域の見直し、計画区域外については合併処理浄化槽の普及促進を主体とした、効率的かつ効果的な排水対策へ移行することに決定しました。

以上を踏まえ、今後環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図るにあたり、概成後における公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の生活排水処理施設(以下、「生活排水処理施設」という。)について方針を定め、それに基づき生活排水対策を推進するため、このたび「米子市生活排水対策方針」の改定を行うものです。

II 本方針の位置付け

本方針は、生活排水処理施設の整備や生活排水対策にかかる普及啓発等を計画的かつ総合的に推進することを目的として、水質汚濁防止法第14条の9(※1)の規定に基づく「生活排水対策推進計画」と位置付け、以下のとおり関連計画等との連携を図り、生活排水対策を実施していくこととしています。

<図1 米子市生活排水対策方針と関連計画等>



追加

※1 水質汚濁防止法第14条の9(生活排水対策推進計画の策定等) (一部抜粋)

生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画(以下「生活排水対策推進計画」という。)を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
- 二 生活排水処理施設の整備に関する事項

Ⅲ 本市の生活排水処理施設

生活排水処理施設は、各家庭や事業所等からのし尿や生活雑排水(以下、「汚水」という。)を処理施設に集めて処理する「集合処理」と、各家庭や事業所等に設置した施設で汚水を処理する「個別処理」に分けられます。

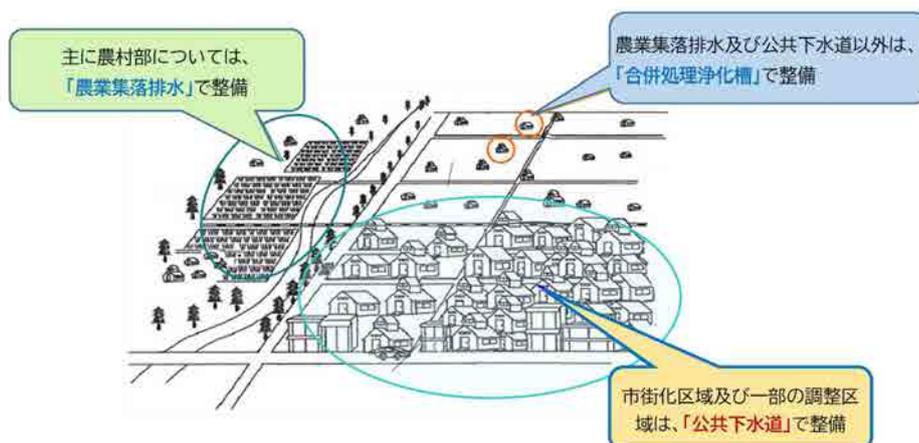
本市における主な生活排水処理施設は、以下のとおりです。

<表1: 生活排水処理施設>

生活排水処理施設	<p>【集合処理】</p> <p>各家庭や事業所等から排出された汚水を下水道管路により下水処理施設へ送り、処理を行う方式。</p>	<p>●公共下水道 市街化区域や市街化調整区域の一部における汚水を処理する施設。本市では内浜処理区、外浜処理区及び淀江処理区の3処理区にて処理を行っている。</p> <p>●農業集落排水施設 主に農村地域における汚水を処理し、農業用水の環境衛生の向上や水質保全を図る。本市では12地区で整備が完了。</p> <p>●コミュニティプラント 開発行為で造成された住宅団地や流通業務団地等の汚水を処理する小規模な処理施設。本市では5団地において、この方式による処理が行われており、所有者による定期的な保守点検、清掃や法定検査が必要。</p>
	<p>【個別処理】</p> <p>各家庭や事業所等から排出された汚水を個別に設置する施設により、処理を行う方式。</p>	<p>●合併処理浄化槽 公共下水道や農業集落排水施設等の汚水処理施設と同様な浄化能力がある。なお、各所有者による定期的な保守点検、清掃や法定検査が必要。</p>

※上記以外に、単独処理浄化槽やくみ取り槽による処理事例がある。

<図2: 生活排水対策処理施設の整備イメージ>



IV 生活排水対策を取り巻く環境

1 今後の人口動向

本格的な少子・高齢化社会の進展に伴い、本市において、今後も人口が減少することが見込まれ、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計は、下図のとおりとなっています(図3参照)。

人口の減少は、直接、下水道使用料等の収入の減少等、今後の公共下水道事業及び農業集落排水事業の運営に多大な影響を及ぼすことから、今後も事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想され、持続可能な生活排水対策のためには、排水処理の方法の選択が必要になります。

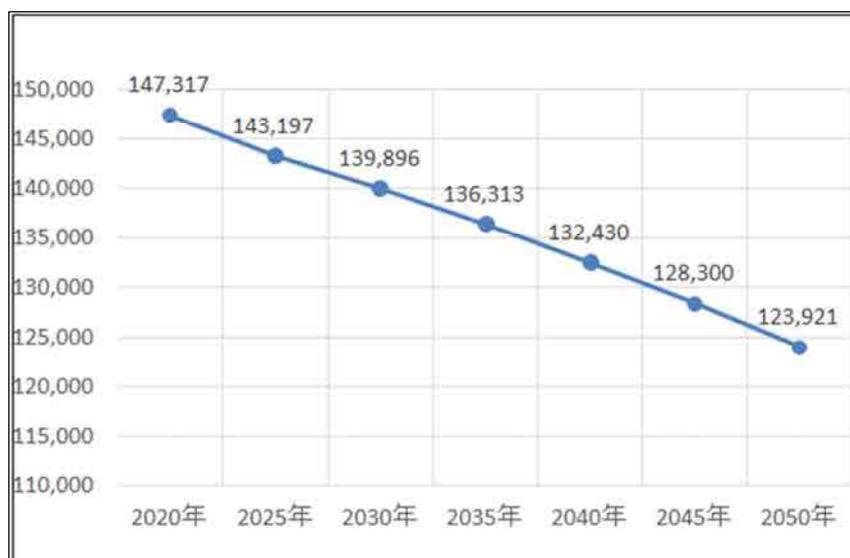
2 国の動向

汚水処理人口の普及促進及び汚水処理施設ストックの老朽化対策を図ることを目的として、平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が国土交通省・農林水産省・環境省の三省によって取りまとめられました。

その主なポイントは、「経済比較を基本としつつ、時間軸の観点から中期での早期整備及び長期での持続可能な汚水処理システムの構築を目指す」というものです。また、国は令和8年度末まで新規管渠整備に重点配分する「10年概成方針」を示しています。

なお、「10年概成」以降の公共下水道の新規整備にかかる国庫補助制度は、不透明な状況であり、国は長期的スパンについては、新規整備だけでなく、整備済区域における改築・更新をはじめ、人口減少に伴う下水道職員の減少や使用料の減収等を見据えた執行体制の確保や効率的な事業運営など、持続可能な事業の方向性を示しています。

<図3： 将来人口推計>



国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計
2020年(R2)~2050年(R32)

V 本市の生活排水対策の状況と課題等

1 生活排水処理施設の普及状況

本市では現在、概成の達成に向け、集合処理による整備を基本としつつ、合併処理浄化槽の普及促進を効果的に組み合わせた生活排水処理施設の整備を行っています。

令和6年度末での「汚水処理人口普及率」(行政人口に対し、生活排水処理施設を利用できる人口の割合)は、公共下水道 75.0%、農業集落排水 9.5%、合併処理浄化槽 9.2%、合計で 93.6%となっており、全国平均及び県内平均を下回る状況となっています(図4, 5参照)。

また、「水洗化率」(生活排水処理施設を利用できる人口に対し、実際に施設を利用している人口の割合)は、公共下水道 91.0%、農業集落排水 89.0%、全体で91.7%(合併処理処理浄化槽を含む)となっています(図6参照)。

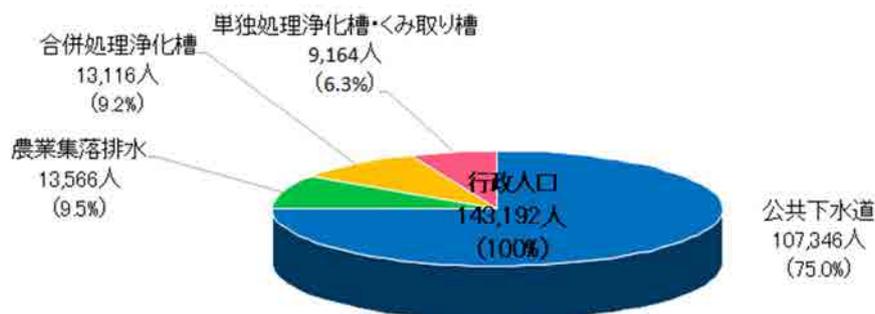
<図4： 汚水処理人口普及率の推移(R2～6) >
※()は生活排水処理施設を利用できる人口



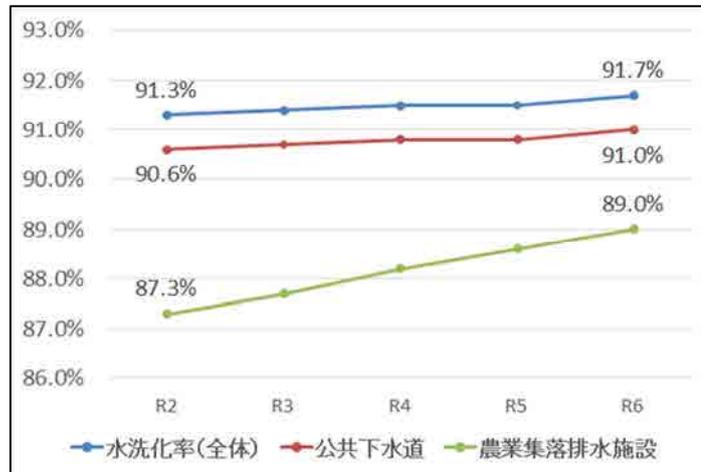
(参考)汚水処理人口普及率(令和6年度末)

・全国:93.7% ・鳥取県:96.3% ・米子市:93.6%

<図5 :行政人口に占める各生活排水処理施設等の割合(令和6年度末) >
※生活排水処理施設を利用できる人口の割合



<図6： 水洗化率の推移(R2～6)>



2 生活排水対策の方針見直し

先にも述べたとおり、国の「10年概成方針」以後における国庫補助制度が不透明な状況なことや、合併処理浄化槽による排水対策が投資効果の早期発現が期待できることを踏まえ、令和5年度には本市の生活排水対策について、弓浜6地区(※2)の公共下水道の計画区域を見直し、計画区域外については合併処理浄化槽の普及促進を主体とした、効率的かつ効果的な排水対策へ移行することになりました(図7、8及び9参照)。

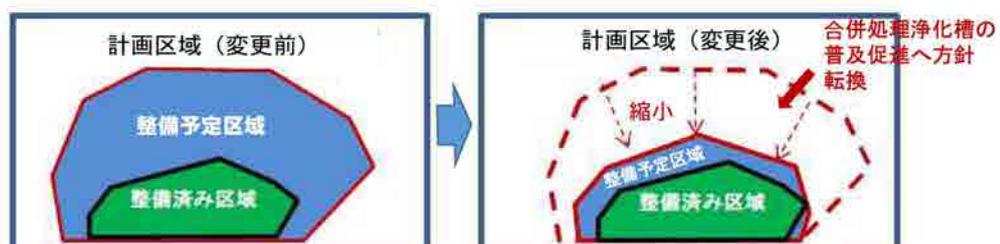
今回の改定では、現時点における各生活排水処理施設の整備状況や課題等を整理し、概成後における各生活排水処理施設の方針を定め、それに基づき生活排水対策を推進することとしています。

※2 弓浜6地区：夜見、富益、和田、大篠津、葭津、大崎地区のこと(夜見、富益及び大篠津、葭津、大崎地区の一部を除く。)

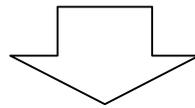
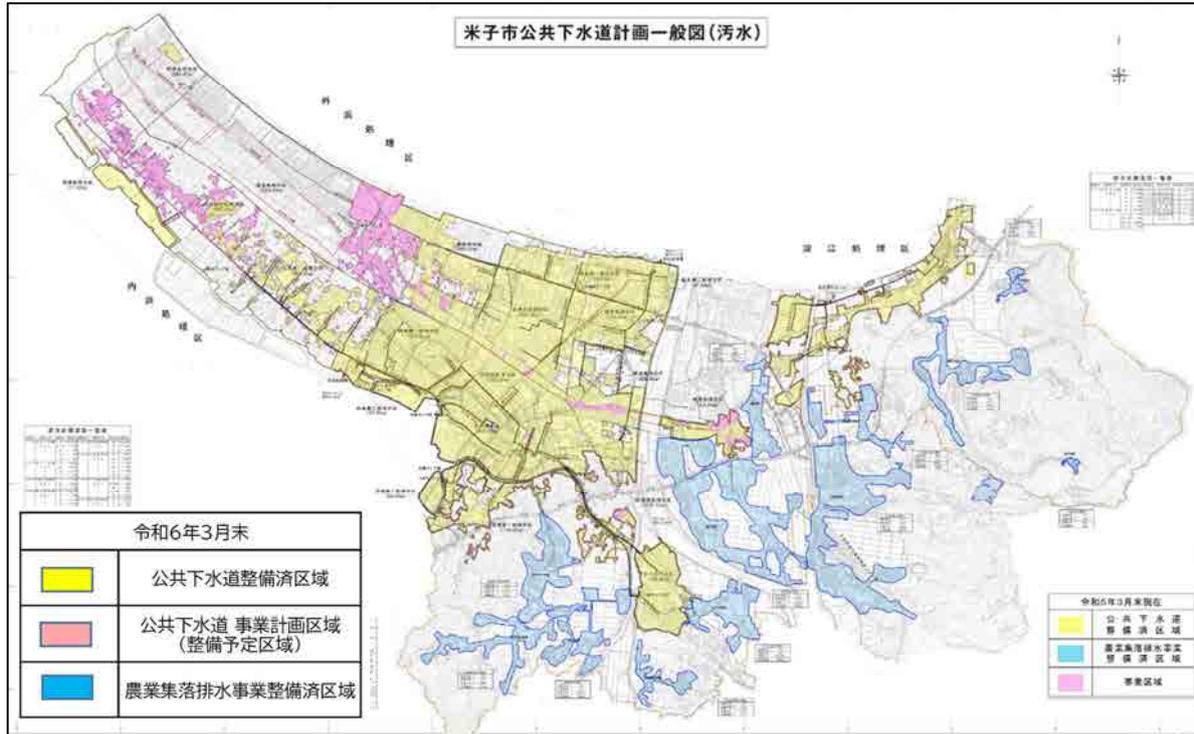
《参考》

生活排水対策方針の見直しにかかる住民説明会の状況や住民等の意見・要望等は、本市HPにて掲載。
<https://www.city.yonago.lg.jp/43079.htm>

<図7： 公共下水道 計画区域の変更イメージ>

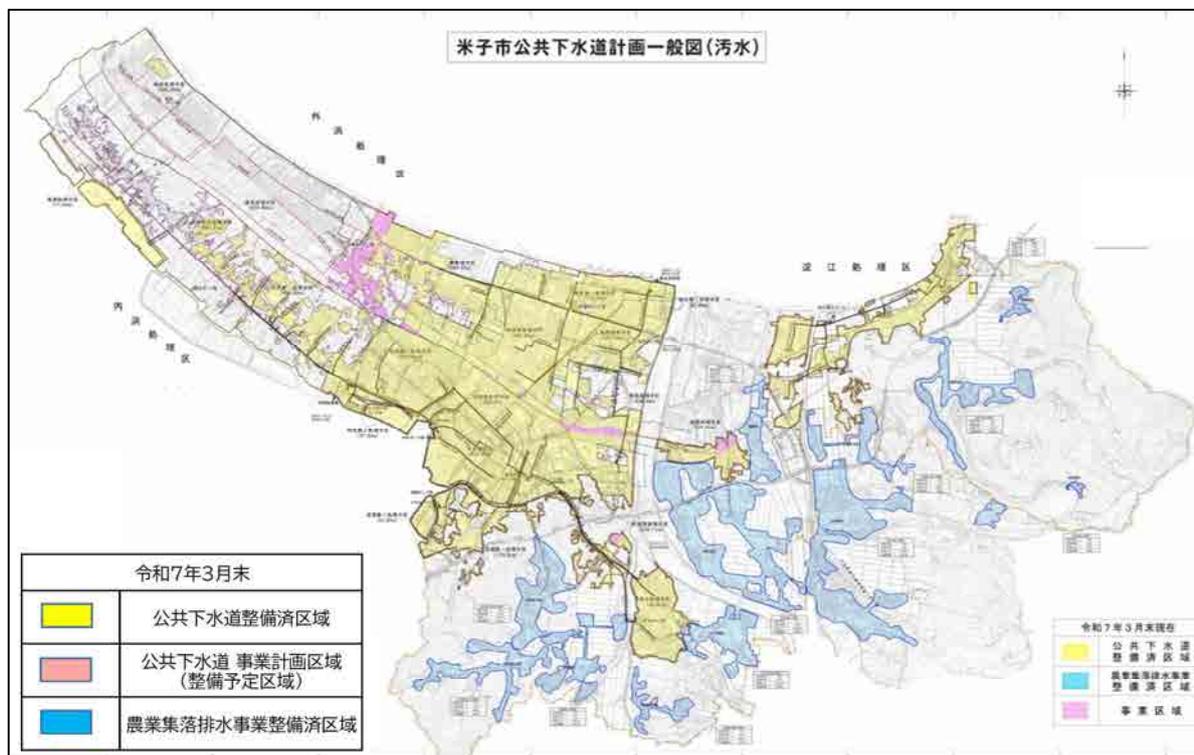


<図8： 公共下水道・農業集落排水計画一般図(令和5年度末) 計画区域変更前>



公共下水道の計画区域の見直し
(計画区域の縮小)

<図9： 公共下水道・農業集落排水計画一般図(令和6年度末) 計画区域変更後>



3 生活排水処理施設の整備状況と課題等

(1) 公共下水道

① 整備状況と計画区域の見直し

本市では、直近5年間で年当たり平均して約 57 ヘクタールの面積を拡大してきましたが(表2参照)、令和5年度の生活排水対策の方針見直しに伴い、令和6年度に弓浜6地区の公共下水道の計画区域を縮小しました。

公共下水道の事業計画区域(整備予定区域)における整備率は、令和6年度末で94.6%であり、概成に向け、残りの整備予定区域の整備を行っています。

<表2: 公共下水道の整備状況(令和6年度末) 単位:ha>

区域の名称	R2	R3	R4	R5	R6
全体計画区域面積 (ha)	5,170.6	5,170.6	5,170.6	5,170.6	4,079.0
事業計画区域面積 (ha) A	3,112.4	3,112.4	3,112.4	3,112.4	2,959.9
整備済区域面積 (ha) B	2,576.6	2,636.0	2,695.7	2,753.8	2,800.1
上記当該年度分 (ha)	60.3	59.4	59.7	58.1	46.3
事業計画区域の整備率 B/A	82.8%	84.7%	86.6%	88.5%	94.6%

計画区域の見直しにより、事業計画区域(整備予定区域)を縮小(令和7年3月)。
※当該事業区域面積(A)は、農業集落排水区域の公共下水道への編入予定区域を含んでいない。

② 課題等

ア) 未整備区域の整備継続について

概成後においても、引き続き環境衛生の向上や公共用水域の水質保全に向けて、計画区域内における未整備区域の整備を継続する必要があります。

イ) 公共下水道への未接続について

公共下水道が供用開始されると、「公共下水道区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく公共下水道に接続しなければならない。」(下水道法第10条)と規定されています。

本市では現在、戸別訪問等による接続勧奨を行っていますが、公共下水道の必要性は理解されても、経済的な事由、高齢世帯の増加や家屋の老朽化、既存浄化槽やくみ取り槽の利用(※3)など、未接続の理由は多岐にわたっています。

公共下水道への未接続は、下水道使用料の未収による建設費や維持管理費等への財政面への影響のほか、環境衛生や公共用水域の水質悪化等により、事業本来の目的が果たせないことが考えられるため、今後も水洗化率の向上に取り組んでいく必要があります。

※3 公共下水道事業計画区域における、単独浄化槽やくみ取り槽の使用状況(令和6年度末)

- ・ 整備済区域:6.7%(使用者数/区域内人口)
- ・ 未整備済区域:43.5%(使用者数/区域内人口)

ウ)老朽化対策等について

本市の公共下水道は、事業開始から半世紀を経過し、老朽化による管路の改築や更新及び処理場の設備更新や施設全体の再構築が必要となっています(図表10、11参照)。

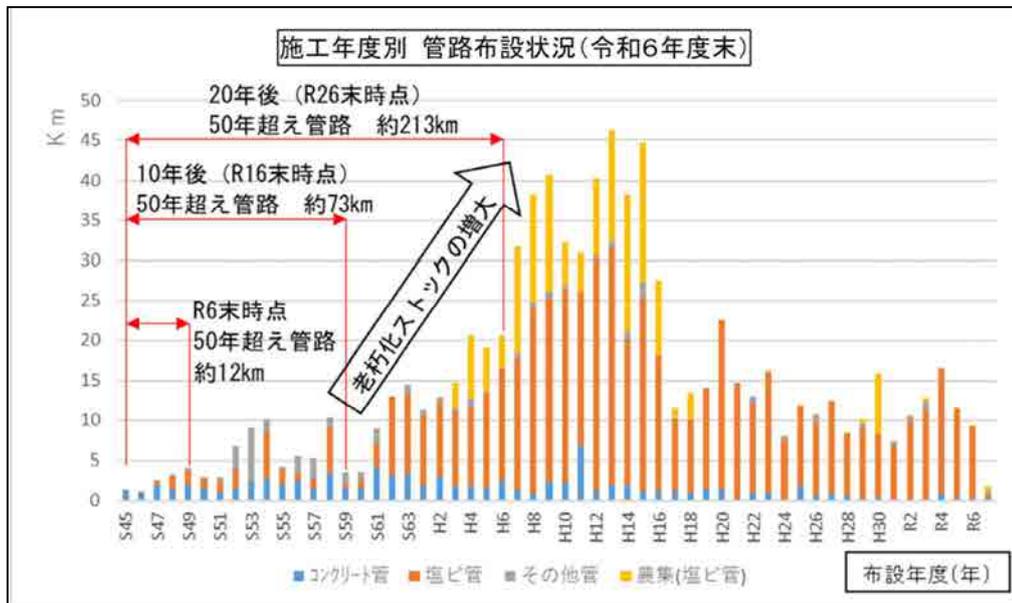
さらに、今後の人口減少社会の進展に伴い、下水道使用料の収入増加が見込めないなど、公共下水道を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

下水道事業における住民サービスを将来にわたり安定的に継続していくためには、効果的かつ効率的に下水道施設の管理を行っていく必要があります。



管の破損による道路陥没

<図10: 公共下水道管路の年度別布設延長(令和6年度末)>



≪管渠老朽化率:1.8%(令和6年度末)≫

$$\begin{aligned} \text{管渠老朽化率(\%)} &= \text{法定耐用年数(50年)を経過した管渠延長/全管渠延長} \times 100 \\ &= 12.4/675.1(\text{km}) \times 100 \approx 1.8(\%) \end{aligned}$$

<図11: 処理場やポンプ施設の老朽化状況>

【躯体の老朽化】



ひび割れ



漏水



CO剥離・鉄筋むき出し

【設備の老朽化】



老朽化による機器の性能低下



※昭和45年～昭和55年にかけて内浜処理場、皆生処理場、中央ポンプ場が建設され、半世紀が経過し、著しい老朽化がみられる。

③ 経営状況

経常収支比率が100%以上を維持できていることや、流動比率や水洗化率が年々向上・改善していることから、現在は効率的かつ健全な事業経営を行っていると考えられます。しかしながら、原油価格高騰や物価上昇をはじめ、労務費や支払利息の上昇など、経営環境の厳しさが増していくと予測されるため、より一層の経営の効率化に取り組む必要があります。

今後、施設の改築や更新費用が増大する見込みであり、投資の平準化や施設規模の見直しなど、投資を計画的に推進していく必要があります。

《改築・更新費用(令和6年度～15年度)》 ※米子市下水道事業経営戦略(第2次改定)令和7年3月

- ・ 処理場再構築事業(内浜・皆生):約142百万円
- ・ スtockマネジメント計画事業(管路・機械設備):約52百万円

(2) 農業集落排水施設

① 整備状況

農業集落排水事業は、農業用水路の水質保全を図るため、農業集落における生活排水の汚水・汚泥等を処理する施設の整備を目的として、本市では平成2年度から事業に着手し、平成19年度には全12地区の整備が完了しています。

《R6年度末の整備等の状況》

- ・ 全体処理区域面積:1,169.9ha
- ・ 処理区域内人口:13,566人
- ・ 管路布設全延長:約155km
- ・ 汚水処理施設人口普及率(全行政人口):9.5%
- ・ 水洗化率:89.0%

② 課題等

ア) 農業集落排水施設への未接続について

公共下水道と同様に、既存浄化槽やくみ取り槽の利用(※4)があります。農業集落排水施設への未接続状態は、使用料収入がないことによる建設費や維持管理費等の財政面への影響のほか、環境衛生や公共用水域の水質保全が図れないことにより、事業本来の目的が果たせないことが考えられるため、水洗化率の向上に取り組んでいく必要があります。

※4 農業集落排水区域における単独浄化槽やくみ取り槽の使用状況(令和6年度末):8.9%(使用者数/区域内人口)

イ) 老朽化対策等について

公共下水道と同様に、事業着手当時に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えています。

③ 経営状況

農業集落排水施設は公共下水道に比べ、処理施設が小規模分散型のため、効率的な施設管理が困難なほか、使用料などの収益だけで維持管理などの経費が賅えず、財政基盤はせい弱な状況にあり、独立採算による経営が困難な事業です。

現在、農業集落排水施設は処理区ごとに処理施設を有していますが、今後の少子・高齢化の進展に伴い、更に効率的な施設運営が求められるため、施設の再編が必要な状況にあります。

(3) 合併処理浄化槽

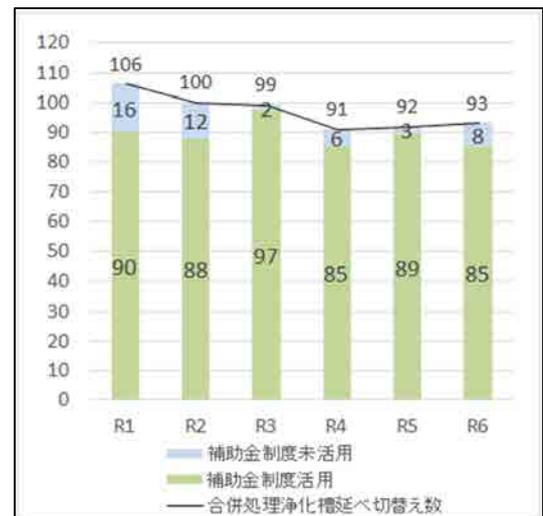
① 普及状況

本市では、平成31年2月策定の方針により、合併処理浄化槽については年間100基を設置目標として、生活排水対策を推進してきました(図12参照)。

令和5年度には、令和9年度以降における公共下水道及び農業集落排水施設の区域外の生活排水対策を合併処理浄化層の普及促進を主体とする方針に移行することになりました。

令和6年度末での本市の行政人口に対する当該施設の汚水処理人口普及率は、9.2%となっています。

<図12: 合併処理浄化槽切替え基数(R1~6)>



② 普及促進に向けた補助制度の設立

平成2年度に制度を創設し、普及促進を開始しました。その後、平成31年2月の方針の策定に伴い、令和元年度から単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替え設置にかかる補助額及び基数の拡充を実施してきました。

令和7年度からは、切替え設置にかかる既存槽撤去の上乗せ補助及び新築に伴う、浄化槽設置にかかる補助制度を開始しました。

③ 課題等

ア) 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替え促進

単独処理浄化槽は、し尿だけを処理し、生活雑排水の処理はしないため、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図る能力は不十分だと認識しています。平成13年4月には改正浄化槽法により単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

本市では、単独処理浄化槽やくみ取り槽の利用(※3)があるため、合併処理浄化槽への切替えを促進する必要があります。

※4 合併処理浄化槽の処理区域(コミュニティプラント含む)における単独浄化槽やくみ取り槽の使用状況(令和6年度末):40.3%(使用者人口/区域内人口)

イ)適正な維持管理の確保

浄化槽は、適正な維持管理を行うことで汚水処理能力が発揮されます。浄化槽法では保守点検、清掃、法定検査の3つを実施することが義務づけられています。

令和6年度末における清掃の実施率は55.4%、法定検査の受検率は54.1%と低い水準にあり、適正な維持管理がなされているとは言い難い状況にあります。

このように維持管理や検査が適正に行われない場合、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全に支障が出るのが考えられます。今後、使用者の責任による適正な維持管理及び法定検査の受検率向上に向けた取組を強化する必要があります。

《浄化槽法で定める保守点検、清掃の実施率及び法定検査の受検率(令和6年度末)》

・ 保守・点検:84.3% ・ 清掃:55.4% ・ 水質検査(浄化槽法第11条):54.1%

ウ)公共下水道使用者との公平性について

合併処理浄化槽による排水対策に方針転換した地域と、公共下水道により排水対策を行う地域において、生活排水処理の行政サービスを受けるにあたり、経済的負担における公平性の観点から、今後も合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度を継続するほか、維持管理費用に対する補助制度などの支援策を検討する必要があります。

VI 今後の生活排水対策方針について

生活排水処理施設の整備状況や課題等を踏まえ、効果的な生活排水処理を図るため、今後の生活排水対策の方針について、以下のとおり定めるものとします。

1 基本的な考え方

(1) 汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上

概成後においても、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図り、市民にとって安全で快適な生活基盤を維持するには、今後も生活排水処理施設の整備が必要です。また、公共下水道や農業集落排水施設の本来の目的を果たすためには、整備区域における未接続世帯の解消が必要です。

本市では汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上を目指し、生活排水対策の推進に努めていきます。

各生活排水処理施設における主な推進手法は、以下のとおりです。

- ① 公共下水道：計画区域における未整備区域の整備継続ならびに未接続世帯への接続勧奨
- ② 農業集落排水施設：未接続世帯への接続勧奨
- ③ 公共下水道や農業集落排水の区域外：合併処理浄化槽の普及促進

(2) 安心・安全で持続可能な生活排水対策の推進

生活排水対策は、住民生活にとって欠かすことのできない重要なものであり、今後も安心・安全、かつ持続可能な排水対策を推進していく必要があります。

今後も人口減少等の社会情勢や生活排水に関する国の動向等を踏まえたうえで、施設の老朽化に伴う改築・更新等のほか、地震や風水害等の自然災害の頻発化、甚大化に対応すべく、耐震化等の防災・減災に向けた対策を行います。

2 各生活排水処理施設における今後の方針

(1) 公共下水道

① 未整備区域の整備継続について

概成後の計画区域内の未整備区域について、関係機関や地権者等との協議を円滑に進めて、未整備区域の整備を計画的に行い、更なる汚水処理人口普及率の向上を目指します。

また、国の「10年概成」後においても、新規整備にかかる国庫補助制度の継続を要望し、財源確保に向けて国県への働きかけを行います。

② 公共下水道への接続勧奨について

水洗化率の向上に向け、戸別訪問や発信等による普及啓発を効果的に行い、未接続世帯に対し接続勧奨に努めていきます。

《現在の主な取組》

- 発信 PR(HP 掲載)
- 水洗便所改造資金融資あっせん制度
- 戸別訪問

③老朽化対策や再構築等について

老朽化した施設については、今後も「ストックマネジメント」により、予防保全型の管理を行い、計画的かつ効果的な施設の管理を進めていきます。

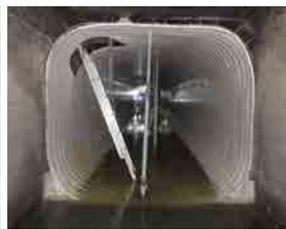
また、今後の人口推移等の社会情勢を見据えた、持続可能な排水対策に向け、「米子市下水道施設全体最適計画」(令和6年3月策定、図13参照)に基づき、既存施設の老朽化に伴う機能集約や適正な施設規模の設定のほか、脱炭素を踏まえた施設への転換など、効率的かつ効果的な施設の再構築を行います。

昨今の災害の頻発化・甚大化を鑑み、上下水道の急所施設(水源地、配水池、基幹管路、污水处理場等)や防災上、重要な施設(避難所や災害拠点病院等)に接続する管路について、上下水道の一体的な耐震化を図っていきます(図14参照)。

《主な整備内容》

○ 管路

ストックマネジメント計画に基づく管渠の改築等



管渠の老朽化対策(TVカメラ調査)

管渠改築(管更生)

○ 処理場・ポンプ場

ストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新のほか、以下の機能集約や施設の再構築を予定。

(内浜処理場)

- ・ 米子浄化場の廃止に伴う、し尿・浄化槽汚泥受入れ施設の新設
- ・ 水処理機能の強化や将来的な中央ポンプ場の管理機能集約を前提とした処理場管理棟の新設

(皆生処理場)

- ・ 耐震・耐津波診断を行い、必要な対策工事を実施
- ・ 維持管理コスト削減のため、先進的な高効率の省エネ型水処理施設へ更新

(淀江浄化センター)

- ・ 農業集落排水施設の統合を前提とした、段階的な機能増設(将来)

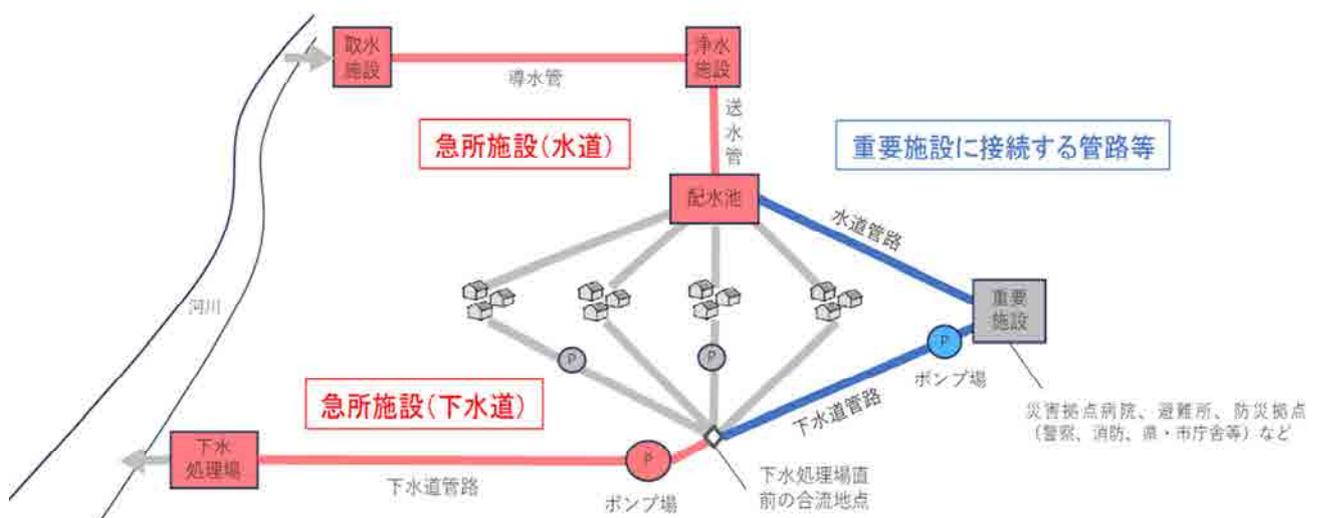
○耐震化対策

米子市上下水道耐震化計画(令和7年1月策定)に基づく、上下水道施設の一体的な耐震化の推進

<図13:「米子市下水道施設全体最適計画」(令和6年3月策定)>



<図14:上下水道管路の一体的な耐震化イメージ図>



(2) 農業集落排水

① 農業集落排水施設への接続勧奨について

農業集落排水においても、公共下水道と同様に、今後も水洗化率の向上に向け、戸別訪問や発信等による普及・啓発活動を効果的に行い、未接続世帯等に対し接続勧奨に努めていきます。

② 公共下水道への編入について

事業着手当時に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えており、持続可能な下水道事業の運営に向け、「米子市下水道施設全体最適計画」(図13参照)に基づき、将来的には一部地区を除き、内浜処理場や淀江浄化センターへの編入を含む、施設の効率的な運営体制を構築します。

《施設再編の内容》

- 尚徳第1・2地区、成実第1・2、五千石地区
 - ・内浜処理区へ編入(予定)
- 巖、福井、福岡、大高第1地区
 - ・淀江処理区へ編入(予定)
- 春日、伯仙、本宮
 - ・単独での運用を継続

(3) 合併処理浄化槽

弓浜6地区のうち、令和6年度に公共下水道の計画区域を見直し、令和9年度以降合併処理浄化槽の普及促進を主体とした排水対策へ移行する区域については、浄化槽法で定める「浄化槽処理促進区域」として位置付け、国や県の補助制度を積極的に活用し、普及促進を図っていきます。

本市では、個人設置型浄化槽と公共設置型浄化槽の双方の利点を取り入れた、『個人設置(公共関与)型』により、合併処理浄化槽の普及促進を行う方針としていますが、効果的な普及促進を図るにあたり、住民の合併処理浄化槽への転換意欲に対する喚起を目的として、今後も合併処理浄化槽の設置補助制度の拡充を検討するとともに戸別訪問、発信等による適正な維持管理の指導を徹底します。

① 補助制度の拡充 ※P17「補助制度の概要」参照

公共下水道の事業計画区域外や区域内であっても当面整備が行われない区域、農業集落排水施設の区域外について、早期に生活排水対策を実施するためには、個人設置による合併処理浄化槽の普及促進が必要であることから、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えや、新築などの合併処理浄化槽の新設に対する補助制度を開始しました。

また、現在浄化槽使用者と公共下水道使用者との経済的負担における公平性の観点から、合併処理浄化槽の保守点検や清掃等の維持管理費に対する補助制度の拡充についても、検討中です。

② 補助制度に係る広報活動や切替え勧奨等

合併処理浄化槽の設置に係る補助制度を広く市民等へ情報提供し、広報活動に努めます。また、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えが行われない理由について分析を行い、戸別訪問等による普及・啓発活動を効果的に行い、未切替え世帯等に対し、切替え勧奨に努めます。

《現在の主な取り組み》

- 市報や自治会回覧による周知
- デジタルサイネージ
- 夜間戸別訪問
- 公共施設や商業施設等でのチラシ配架、又はポスター掲示
- FM 放送での PR
- リフォーム会社や保守点検業者等への周知依頼
- 弓浜地区の循環バスでのポスター掲示

③合併処理浄化槽の維持管理に対する指導強化

本市では浄化槽の清掃及び法定検査の受検率が低い水準にあり、適正な維持管理がなされているとは言い難い状況を踏まえ、清掃や法定検査等を実施していない方に対して、以下の取組のほか、県をはじめとする関係機関と連携した啓発活動等を検討し、適正な維持管理の指導をより強化していきます。

《現在の主な取組》

- 市報による啓発
- デジタルサイネージ
- 適正管理指導員による電話、戸別訪問(令和8年度開始)
- 水洗化普及員による啓発チラシ配布(普及促進の戸別訪問時にて)
- 法定検査未受検者への文書指導

追加

【補助制度の概要】

①単独処理浄化槽、又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替設置補助

下水道等計画区域外、又は計画区域内であっても当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域について、既存住宅、事務所又は事業所等の単独処理浄化槽やくみ取り槽の廃止に伴う、合併処理浄化槽の設置を対象とした補助制度。

②新築に伴う合併処理浄化槽設置補助(令和7年度から開始)

下水道等計画区域外、又は計画区域内であっても当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域について、新築時に合併処理浄化槽の新設を対象とした補助制度。

③維持管理の一括契約によるトータルコストの削減・事務手続きの簡素化及び維持管理費の補助(検討中)(令和8年度から開始予定)

弓浜6地区における公共下水道事業計画区域及び米川より中海側を除く区域において、合併処理浄化槽の管理者(法人を含む)に対し、下水道使用料と浄化槽維持管理費(保守点検、清掃、法定検査及びブロー電気代)の標準的な差額を補助する内容で、現在検討している。

④修繕費・更新費の補助

合併処理浄化槽本体の老朽化に伴う故障に対し、修繕費や更新費用の補助制度を検討予定。

3 今後の事業運営の方向性について

昨今の原油価格や物価高騰等に伴う建設費や維持管理費の増加、大規模な改築更新需要の増加をはじめ、人口減少に伴う高齢化社会の進展による下水道使用料の減収傾向など、今後の下水道事業を取り巻く環境は更に厳しくなることが見込まれます。そのような状況のなか、将来にわたり、必要な住民サービスを安定的かつ継続的に提供するため、「ストックマネジメント」による予防保全型の施設管理により、改築更新等を計画的に行い、費用の平準化を図っていきます。

また、今後の人口推移を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「米子市立地適正化計画」(※5)などの都市計画との連携を視野に入れつつ、既存施設の老朽化も鑑み、施設の機能集約や適正規模の整備のほか、省エネルギー・創エネルギーによる脱炭素への転換など、効率的かつ効果的な施設の再構築を行っていきます。

技術職員の減少への対応及び効率的な施設管理や整備を行うため、ウォーターPPPなどの官民連携による施設管理体制の構築を図ります。

また、経営比較分析表や財務諸表による現状把握と今後の投資・財政見通しを検証し、収入と投資のバランス及び私費と公費の適正な負担区分を考慮しながら、安定的かつ持続的に事業運用を図ります。

合併処理浄化槽については、本市では「住民が浄化槽を設置し、浄化槽管理者となって維持管理を行う”個人設置(公共関与)型”」の手法を適用し、本市独自の浄化槽設置にかかる補助制度により、住民への支援を行いながら、普及促進を図っていきます。

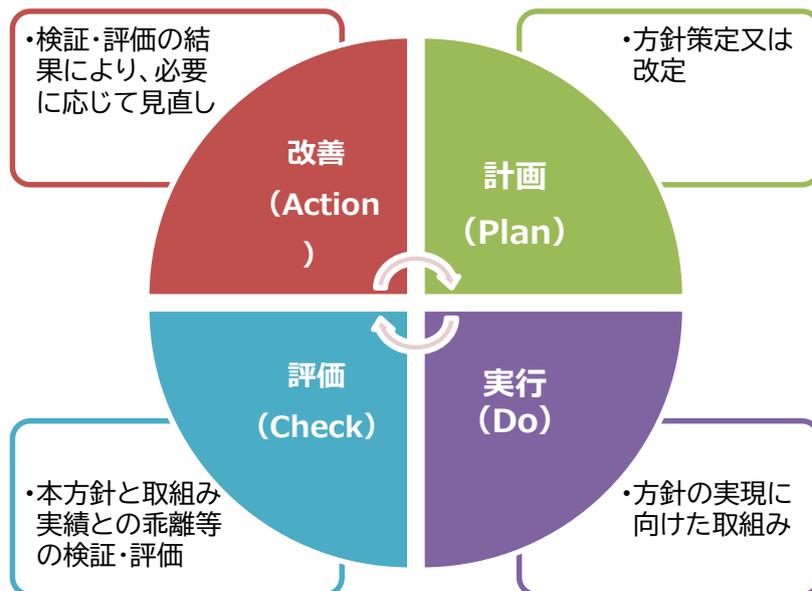
普及促進にあたっては、国や県の補助金制度を積極的に活用し、国県に対し必要額の配分や補助率嵩上げ等を要望するなど、財源確保に努めていきます。

追加

※5 平成26年8月に「都市再生特別措置法」の改定により制度化された計画で、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な都市構造を目指し、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとなるもの(本市では令和5年3月に策定済み)。

VII 検証及び評価

この生活排水対策方針は、今後の本市生活排水処理施設の整備状況や社会情勢等を踏まえ、この方針と取組み実績との乖離等の検証・評価を行い、今後における生活排水対策に係る取組みの改善等に反映させていくこととします。



【用語解説】

用語（50音順）	説明
あ行	
汚水処理施設の概成	公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設が概ね完成すること（汚水処理人口普及率が95%以上となること）。
か行	
改築・更新	施設の使用や経年劣化に伴う機能の改善に向け、改築の対象施設の「一部」を再建設または取り替えることを「改築」、改築の対象施設の「全部」を再建設または取り替えることを「更新」という。
合併処理浄化槽	し尿（トイレの汚水）と生活雑排水（台所、風呂、洗濯、洗面所などから出る汚水）をまとめて処理する浄化槽のこと。
下水道事業経営戦略	経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画のこと。
くみ取り槽	水洗化されていないトイレの排泄物（し尿）を貯めておき、くみ取る方式の施設のこと。
経営比較分析表	公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うために作成された表のこと。
経常収支比率	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標で、比率が高いほど、経常利益率が良いことを表し、100%未満の時は経常損失が生じていることを意味する。 ※{経常収益(営業収益+営業外収益)÷経常費用(営業費用+営業外費用)}×100(%)
公共下水道計画区域	下水道を整備する計画が立てられている区域で、全体計画区域や事業計画区域のこと。
公共下水道	主に市街地の下水（汚水や雨水）を排除・処理し、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図ることを目的とした施設。原則として市町村が事業主体となって管理を行う。
公共設置型浄化槽	市町村が個人の住宅等敷地内に浄化槽を設置し、市町村が浄化槽管理者として個人から使用料を徴収して維持管理を行うもの。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、公共の利用に供されている水域のこと。

個人設置型浄化槽	個人が浄化槽を設置し、浄化槽管理者として維持管理を行うもの。
個人設置型(公共関与)浄化槽	個人が合併処理浄化槽の設置や維持管理を行い、市が合併処理浄化槽の設置や維持管理に支援を行うもの。
国庫補助金	地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のこと。
さ行	
財務諸表	企業の財務状況や経営成績、現金の流れなどをまとめた「決算書」のこと(「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」が「財務三表」と呼ばれている。)
し尿	トイレを使用時に発生する排水(尿、糞、流水、使用したトイレットペーパーを含む)のこと。
事業計画、事業計画区域	全体計画区域のうち、5～7年程度の期間で事業を行う予定の区域や施設を定めた計画であり、この計画で定めた区域を事業計画という。
10年概成方針	国土交通省、農林水産省、環境省が連携して推進する、汚水処理施設の整備に関する方針。2014年(平成26年)1月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」の中で提示されており、おおむね10年後(当初の目標は平成38年度末、つまり2026年度末)を目途に、汚水処理施設の整備をほぼ完了することを、目指した方針のこと。
浄化槽処理促進区域	環境省が「改正浄化槽法」(2020年4月施行)に基づいて推進する、浄化槽の普及を加速させるための制度。浄化槽によるし尿や雑排水の処理を特に促進する必要があると市町村が認め、指定した区域であり、その区域では合併処理浄化槽の設置を促進することを目的としている。
水洗化人口	公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽に接続して、実際にその施設を利用している人口のこと。
水洗化率	公共下水道や農業集落排水等の整備区域内の人口のうち、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽に接続して、実際にその施設を利用している人口の割合のこと。
ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とする計画のこと。
生活雑排水	し尿(トイレの排水)を除いた台所や風呂等から排出される排水。

全体計画、全体計画区域	公共下水道の対象区域の基本的な計画であり、将来的の人口推移や土地利用などを踏まえて定められた計画を全体計画といい、その区域を全体計画区域という。
た行	
単独処理浄化槽	し尿処理(トイレ)のみを処理する浄化槽で、生活雑排水の処理は行われていない。
な行	
農業集落排水施設	農村部の自然環境の保全と生活環境の整備を目的として、生活雑排水が農業用水路や農地に流れ込むことを防ぐための施設で、農林水産省所管事業により築造。
は行	
法定耐用年数	国が定めた固定資産を使える期間をいい、構造や用途により定められている。
や行	
予防保全型	施設の老朽化による故障や劣化を未然に防ぐため、これまでの「壊れてから直す(事後保全型)」ではなく、計画的な点検や修繕当を行う維持管理手法。
ら行	
流動比率	企業の短期的な支払い能力を示す財務指標のこと。 流動資産(現金や未収金など通常1年以内に現金化、費用化が出来る資産)が、流動負債(未払金などの通常1年以内に返済される負債)を上回っていることが望ましく、少なくとも100%以上が求められる。

米子市生活排水対策方針（案）（令和8年3月改定）

【概要版】

方針の要旨

環境衛生の向上や公共用水域の保全を図るため、本市の生活排水対策について、計画的かつ総合的に推進することを目的としている。

方針の位置付け

水質汚濁防止法第14条の9の規定に基づく、「生活排水対策推進計画」と位置付け、国や県の構想をはじめ本市の関連計画等との連携を図り、生活排水対策を実施していくもの。

改定の経緯

- ① 国は公共下水道の新規整備に対し、令和8年度末までは国庫補助金を重点配分する「10年概成方針」（以下、「10年概成」）を示しているが、令和9年度以降の国庫補助制度は不透明な状況であり、新規整備量の確保が見込めない状況にある。
- ② 合併処理浄化槽による排水対策は、下水道と同様に水質浄化能力があり、かつ使用者のニーズに柔軟に対応できる。
⇒ **排水対策効果の早期発現が期待できる。**

【生活排水対策方針の見直し】

公共下水道の計画区域を見直し、計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を主体とした効率的かつ効果的な排水対策へ移行する。

各生活排水処理の整備状況や課題等

公共下水道

- ① 概成後の計画区域の未整備区域について、整備継続が必要（令和6年末の事業計画区域の整備率：94.6%）
- ② 水洗化率向上に向け、未接続世帯への接続勧奨が必要（令和6年度末：91.0%）
- ③ 事業開始後、半世紀を経過し、老朽化に伴う施設の改築・更新、処理場の設備更新や施設全体の再構築が必要

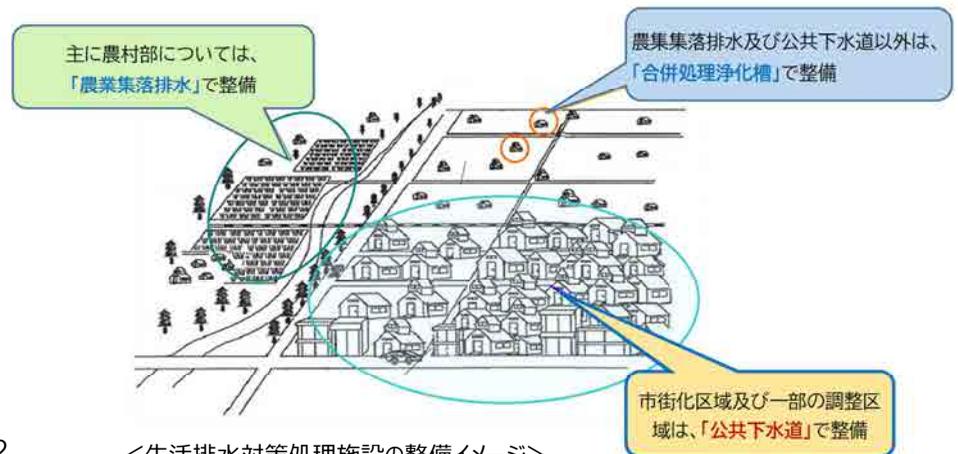
農業集落排水施設

- ① 水洗化率向上に向け、未接続世帯への接続勧奨が必要（令和6年度89.0%）
- ② 事業着手当時に整備した処理施設の大規模修繕や施設更新が必要

合併処理浄化槽

- ① 浄化槽設置に対する補助制度による、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えの促進
- ② 浄化槽法で定める保守点検、清掃及び法定検査について、管理者責任による適正管理や法定検査の受検率向上
- ③ 弓浜地区における合併処理浄化槽使用者と公共下水道使用者との経済的負担の公平性確保

上記を踏まえ、次のとおり今後の方針を定め、
生活排水対策を推進する。



今後の生活排水対策方針について

本方針の基本的な考え方

- (1) 概成後における汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上
- (2) 老朽化対策や災害対応など、安心・安全で持続可能な生活排水対策の推進

各生活排水処理施設における今後の方針

公共下水道

- ① 未整備区域の整備を計画的に行い、更なる汚水処理人口普及率の向上
- ② 水洗化率向上に向けた、未接続世帯に対する効果的な接続勧奨
- ③ ストックマネジメントによる改築・更新や「米子市下水道施設全体最適計画」に基づく施設の機能集約、適正な施設規模の設定等
- ④ 防災・減災に向けた対策

農業集落排水施設

- ① 水洗化率向上に向けた、未接続世帯に対する効果的な接続勧奨
- ② 「米子市下水道施設全体最適計画」に基づく公共下水道への編入を含む、施設の効率的な運営体制の構築

合併処理浄化槽

- ① 各種補助制度の拡充検討
- ② 浄化槽設置の補助制度について、効果的な普及・啓発活動による合併処理浄化槽への切替え勧奨
- ③ 啓発活動等による使用者への適正な維持管理の指導強化